

第三章 復興のための施策

1. 暮らしやすさを追求する

1-1) 豊かな教育環境の充実

未来ある子どもたちのためには、安全・安心であると同時に、好奇心と知識欲をかきたてる魅力ある学校づくりが必要です。近隣市町村と連携しつつ、小中学校の計画的再開やあり方の検討、健康・スポーツ教育の再生、高等教育機関の誘致などを通じ、豊かな心と身体を育む教育環境を充実させます。

また、町内における生涯学習環境を再生させ、帰町して町で暮らす町民の生きがいを創出するとともに、楡葉町での学校再開を見据えた教育ボランティア等の養成につなげるなど、自らが他者のために積極的に行動できる人材の育成を目指します。

施策と取組項目

施策	取組項目
(1)魅力ある小中学校の再生	①小学校統合・小中一貫校化も視野に入れた教育環境整備 ②より魅力ある学習環境の整備 ③避難先からの通学手段の確保
(2)高等教育の充実	①アカデミー福島再生による国際人教育の推進 ②高等教育研究機関の誘致
(3)生涯学習環境の再生による力強い人材の形成	①サークル活動を通じた生涯学習環境の再生 ②住民みんなで子どもを見守る“教育ボランティア”等の養成

(1) 魅力ある小中学校の再生

町の小中学校は、避難先であるいわき市内に仮設校舎を建設し、当面その場所で教育を再開しています。学校再開検討委員会の検討により、町内での小中学校の再開は平成29年4月から、改築の完了した中学校校舎を用いる予定となっており、これをより魅力的な学校としていきます。

①小学校統合・小中一貫校化も視野に入れた教育環境整備

社会全体としての少子化傾向に加え、原子力災害の影響が町の子ども人口に大きな影響を与えることも予想されます。2つある小学校は、当面2校のまま中学校校舎で授業を再開しますが、今後は小学校の統合はもとより、小中連携しながら、子どもたちのより良い教育環境について、引き続き検討していきます。

②より魅力ある学習環境の整備

子どもに対する放射線の影響に対する心配を払拭し、魅力ある学習環境を整備していくことは、楡葉の子どもたちがもう一度町に戻って暮らしていく上での必須条件です。

小中学校同一校舎で学ぶことにより、人数が少ない中でも、小中学生が助け合い学び合う、楡葉ならではの教育を展開していきます。また、電子黒板やパソコン、タブレット端末などの情報通信機器を活用した ICT 教育*の導入、国際化に向けた人材育成のための英語教育の充実など、魅力的な学習環境の整備のためのさまざまな方策について検討します。

③避難先からの通学手段の確保

平成29年4月の小中学校再開後も、さまざまな事情により現在の避難先で暮らすこととなる子どもたちの中には、楡葉の小中学校への通学を希望する子どももいます。楡葉町での学校再開にあたっては、このような子どもたちの通学手段の確保を検討していきます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼			
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期			
① 小学校統合・小中一貫校化も視野に入れた教育環境整備							
② より魅力ある学習環境の整備							
③ 避難先からの通学手段の確保							

(2) 高等教育の充実

震災前、町内には高校がなく、多くの子どもたちが双葉郡内の他町村もしくはいわき市内にある高校へと通っていました。その中には、Jヴィレッジを活動拠点とした JFA アカデミー福島の子どもと交流し、大きな刺激を受けた子どもたちもいます。今後は、楡葉遠隔技術開発センターを核とした産学連携拠点により、さらに充実した高等教育を受けられる環境づくりを目指します。

①アカデミー福島再生による国際人教育の推進

世界へ向けてはばたこうとする友人を持つことで、楡葉の子どもたちの目も世界へと向けられます。JFA アカデミー福島の再生を関係機関に要請するとともに、これに合わせて楡葉っ子をはじめ双葉郡内の子どもたちに対する国際人教育を推進していきます。

②高等教育研究機関の誘致

南工業団地に設立された楡葉遠隔技術開発センターは、世界的にも最先端の研究開発の場となり、関連企業・研究機関の関係者が国内外から来訪します。同センターを核として近隣に産学連携拠点を設け、大学の分室など研究と高等教育を行う機関などを誘致することを目指します。こうした研究・高等教育機関は、産学共同研究などを通じた地域の人材育成にもつながります。また、そこに集う一流の研究者・技術者に、子どもたちの体験学習などへ支

* ICT 教育とは、情報コミュニケーション技術（ICT：Information & Communication Technology）を活用した学校教育のこと。

援協力をいただくことで、科学・技術へ関心を持つ子どもたちの育成につなげます。

		H24夏	H26春	H27.9	H29春			
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期				
① アカデミー福島再生による国際人教育の推進								
② 高等教育研究機関の誘致								

(3) 生涯学習環境の再生による力強い人材の形成

避難指示解除を受けて、まず最初に町へ帰って暮らし始めるのは、お年寄りが中心となります。このため、“生きがいつくり”につながる生涯学習環境の再生が求められています。

①サークル活動を通じた生涯学習環境の再生

南小学校校舎などを活用しつつ、お年寄りの持つさまざまな体験・知識を活かし、単なる趣味講座にとどまらない、町民主体で運営する小さなサークル活動の展開を支援します。

「町民みんなが“先生”になる」という考え方を基本姿勢とすることで、町民が助けられる存在から助ける存在へと成長し、力強い人材の形成につながります。これにより、真の生きがいを感じて、町民が毎日を生き生きと暮らす姿を目指します。

②住民みんなで子どもを見守る“教育ボランティア”等の養成

再開した檜葉の小中学校での学習に、積極的に住民が参画し、地域のみんなで子どもを見守り育てる“教育ボランティア”などの要請にも十分応える人材を育成していきます。子どもは地域の宝であるとの意識を持ち、その育成に参画していくことで、翻って自分たちの生きがいにもつながっていくものと考えます。

		H24夏	H26春	H27.9	H29春			
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期				
① サークル活動を通じた生涯学習環境の再生								
② 住民みんなで子どもを見守る“教育ボランティア”等の養成								

1-2) 地域福祉施策と子育て環境の充実

お年寄りや障がい者、子育て世代など、さまざまな立場の人がみな暮らしやすいと感じるまちをつくるのが大切です。

子育て支援、高齢者・障がい者のケア体制構築などにより、福祉と子育ての環境を充実させます。

施策と取組項目

施策	取組項目
(1)子育て支援等の環境整備	①地域子ども・子育て支援事業計画の推進 ②子どもが思いっきり遊べる公園、遊び場の整備 ③幼児教育の充実
(2)高齢者・障がい者の健康管理・ケア体制づくり・生きがいづくり	①保健福祉各種計画の推進 ②生きがいづくりと一体化した健康管理・ケア施設の整備 ③福祉・介護サービスの人材確保 ④子ども施設と高齢者施設との併設 ⑤誰もが暮らしやすいバリアフリーなまちづくり ⑥シルバー人材センターの活用・人材確保 ⑦地域包括ケアシステムの構築

(1) 子育て支援等の環境整備

町で子どもたちが元気に暮らし、次世代として育っていくことが、本当の意味での町の復興につながります。社会全体の少子化が進むなか、次のような取り組みを通じて子育て支援の環境を整備し、復興へとつなげていきます。

①地域子ども・子育て支援事業計画の推進

震災前の檜葉町では、他市町村と同様に「次世代育成支援行動計画」を策定し、誰もが安心して産み育てることができる環境づくりやまちづくりを推進してきました。今回の災害で生じた家族形態の変化や地域とのかかわりの希薄化などの影響を踏まえ、この計画を見直し継承した「地域子ども・子育て支援事業計画」を作成しました。今後は、この計画に基づいて、子育て支援の立場から地域・家族・多世代の触れ合いを重点施策として実施していきます。

②子どもが思いっきり遊べる公園、遊び場の整備

子どもの健やかな成長には、子どもたちが集い、のびのびと遊ぶことのできる「場」が欠かせません。すでにあおぞらこども園では、園庭の遊具等の整備を終えていますので、遠足

や運動会の際に利用するなど、子どもの遊びに活用していきます。

また将来的には、園庭を公園として開放し、子どもだけでなくお年寄りなど地域の方々が交流できる場とし、日々の管理を地域ぐるみで行う町民主体の管理体制の構築も目指します。

③幼児教育の充実

災害から復興していく檜葉町には、廃炉関連の研究施設なども立地して、今後ますます国際的な交流の機会が増えると考えられます。檜葉の子どもたちが臆せず諸外国の方を受け入れるために、こども園での教育内容充実の一環として、小中学校の外国語指導助手（ALT）を活用した英語教育や、アカデミー福島などと連携した異文化交流を行います。

また、いわき市や広野町などとも連携し、子どもたちがさまざまな体験を重ね、多くの友だちを作ることができるよう、幅広い交流を重ねていきます。加えて、社会全体として子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化していることを踏まえ、家庭、地域とともに食育についての取り組みをより一層充実させていきます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期
① 地域子ども・子育て支援事業計画の推進				
② 子どもが思いっきり遊べる公園、遊び場の整備				
③ 幼児教育の充実				

（関連施策）

- ・ 家庭学習の支援【4-5)(1)①】
- ・ 子どもの医療費・検診費用の無料化【4-5)(3)①】
- ・ 子どもの心身の健康診査・相談の実施【4-5)(3)②】
- ・ 檜葉町独自の母子健康手帳の交付【4-5)(3)③】

（2）高齢者・障がい者の健康管理・ケア体制づくり・生きがいつくり

お年寄りや障がい者がそれぞれの役割を持ちながら元気に生き生きと暮らしていくことも、「健康のまち檜葉」の目指すべき大きな目標です。

①保健福祉各種計画の推進

震災前に策定していた「障がい福祉計画」「高齢福祉計画」「地域福祉計画」について、この災害の影響を踏まえて見直し、新たに策定した「保健・福祉ビジョン」の下で「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」「障がい者計画・障がい福祉計画」「地域福祉計画」を策定しました。今後は、この計画に基づき各種施策を推進し、障がい者の就労の場づくりを進めるなど、お年寄りや障がい者が健康に暮らしていけるまちづくりを推進します。

②生きがいつくりと一体化した健康管理・ケア施設の整備

この災害により避難を余儀なくされていた、町内の介護・障がい福祉施設は、避難指示解除により、すでに再開し、又は再開に向けた準備を進めています。今後は、これら施設

とも連携を図りつつ、高齢者・障がい者が、単に介護・ケアを受ける立場となるだけでなく、それぞれのできる範囲で支援側に回り、またさまざまなレクリエーションに参画するなど、互いに役割・やりがい・生きがいを持ちながら助け合って生き生きと生活できる環境、仕組みづくりを目指します。

なお、町の保健福祉会館についても、平成 29 年 4 月の再開を目指して修繕を進めており、これを今後どのように活用するかについて、町民からのニーズを汲み取りつつ検討していきます。

③福祉・介護サービスの人材確保

今後の超高齢化社会を踏まえ、福祉・介護サービスの人材を確保することは、重要な課題のひとつです。関連人材の育成を支援する制度の活用などを図るとともに、上述のとおり高齢者であっても可能な範囲で支援側となり、役割を担う仕組みを構築していきます。

④子ども施設と高齢者施設との併設

避難指示が解除され、町内の小中学校・こども園が再開した後も、そこへ通う子どもの人数は震災前と比較して少なくなることが想定されます。このため、これらの施設を高齢者など町民のために活用し、ゆくゆくは高齢者と子どもたちが触れ合いながら日々の生活を送る共生型の施設を目指して検討します。

⑤誰もが暮らしやすいバリアフリーなまちづくり

震災直前にとりまとめた第五次檜葉町勢振興計画では、地域福祉の充実を目指し、道路や公共施設のバリアフリー化や、人権を尊重した「心のバリアフリー」施策を推進しています。災害からの復興に際しても、この考え方を踏襲し、誰もが暮らしやすいバリアフリーなまちづくりを推進していきます。

⑥シルバー人材センターの活用・人材確保

元気な高齢者の力は、これからの檜葉町の復旧・復興に大きな役割を果たします。また、復旧・復興に携わっていただくことが、ふるさと再生を願う高齢者の生きがいにもつながります。広野町で再開した南双広域シルバー人材センターを活用し、復旧・復興に関わるさまざまな事業の一端をシルバー人材に担っていただく取り組みを推進します。

⑦地域包括ケアシステムの構築

町民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される檜葉町版の地域包括ケアシステムを構築していきます。そのため、医療と介護の連携の強化、認知症施策の推進、生活支援サービスの充実、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の導入・検討に向けて、地域や関係部署等との協議体を立ち上げ、助け合いの地域づくりを推進していきます。

また、町民に対する包括的で適切な支援が可能となるよう、高齢者部門と障がい者部門の関係職員が合同で「地域共生ケア会議」を開催して情報の共有化を図るとともに、勉強会の開催、研修会の受講などを通じて関係職員等の知識等を向上させます。さらに、保健福祉関

連の専門職について、県内外からの支援チームの活用、双葉郡内の町村における広域的な連携により、必要な人材を確保します。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼				
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期				
① 保健福祉各種計画の推進								
② 生きがいつくりと一体化した健康管理・ケア施設の整備								
③ 福祉・介護サービスの人材確保								
④ 子ども施設と高齢者施設との併設								
⑤ 誰もが暮らしやすいバリアフリーなまちづくり								
⑥ シルバー人材センターの活用・人材確保								
⑦ 地域包括ケアシステムの構築								

(関連施策)

- 高齢者孤立防止のコミュニティ再生支援【4-2)(1)②】

1-3) 便利で心豊かに暮らせる生活環境の整備

暮らしの再開には、買い物、通院をはじめ、毎日の生活を支えるさまざまなサービスも重要です。商業・医療・文化活動など、便利で心豊かな生活を営む上で必要な各種サービスを、手近なところで受けられる生活環境の整備を推進します。

施策と取組項目	
施策	取組項目
(1)新たな商ゾーンづくり	①共同型店舗の整備、商業ゾーンの発展
(2)予防医療、介護福祉も含めた総合的・先進的地域医療の確立	①一次医療の再生、二次医療の充実強化 ②予防医療・介護福祉を含む総合的・先進的地域医療の確立
(3)帰町時のコミュニティ自治機能再生・再構築	①帰町時の自治機能の再生 ②行政区連絡員制度の設立 ③新たに形成されたコミュニティとの融合・ボランティア受け入れ体制の構築 ④帰町時の孤立防止のコミュニティ再生支援 ⑤新たな町民のコミュニティ受け入れ
(4)コンパクトでスマートなまちづくり	①コンパクトタウンの形成 ②まちづくりにおけるスマートコミュニティ導入

(1) 新たな商業ゾーンづくり

今後は、高齢化の進展などを踏まえ、商店などが集まる利便性の高い「コンパクトなまちづくり」に取り組んでいくことが必要です。

①共同型店舗の整備、商業ゾーンの発展

町民が日々の買い物に便利さを感じるよう、商店、飲食店、住民サービス機能などの早期・効率的な営業再開を目指して、すでに町役場前に共同店舗「ここなら商店街」がオープンしています。今後は、新たに開発するコンパクトタウンの敷地内に共同店舗を整備し、利便性の高い商業ゾーンとしていきます。

	H24夏	H26春	H27.9	H29春
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期
① 共同型店舗の整備、商業ゾーンの発展				

(関連施策)

- 民間の各種サービス再開要請・支援【4-3)(1)④】
- コンパクトタウンの形成【1-3)(4)④】

(2) 予防医療、介護福祉も含めた総合的・先進的地域医療の確立

健康とは、単に心身の病がないという状態ではなく、日々の生活を元気で生き生きと暮らしていくことです。予防医療を取り入れ、介護福祉などと連携した地域医療を確立するとともに、低線量被ばくの影響に関する研究や最先端の放射線治療を総合的に推進することで、町民みんなが安心して健康に暮らす「健康のまち楡葉」を作り上げていきます。

①一次医療の再生、二次医療の充実強化

原子力災害に伴い、双葉郡内の医療は大きな打撃を受けており、医療体制の再構築が不可欠です。一次医療については、避難指示の解除とともに、震災前からあった医療機関が診療を再開し、さらに平成28年2月には県立大野病院附属ふたば復興診療所（仮称）が診療開始を予定しています。

また、救急・二次医療の確保については、将来的に同診療所の機能を発展・強化して二次医療機関と位置づけることを目指しつつ、当面の間は、いわき市などの二次・三次医療機関への安定的・確実な救急搬送手段の確保を図ります。

地域医療の再構築は、町単独の問題ではなく双葉郡全体として取り組むべきものであることから、平成27年9月に設置された双葉地方医療再生協議会の場を活用して、近隣他市町村と連携して、県と共により良い方策などの検討を進めます。

②予防医療・介護福祉を含む総合的・先進的地域医療の確立

新たに開設される県立大野病院附属ふたば復興診療所（仮称）では、当面は内科・整形外科を診療科目としています。将来的には、診療体制の充実を図るとともに、さらには二次医療を担い、かつ予防医療・介護福祉を含む総合的な地域医療の中核を担う総合病院として発展させることを目指します。またその中では、福島県立医大ふくしま国際医療科学センターや放射線医学総合研究所いわき出張所と連携することで、放射線健康管理、放射線診断、放射線治療、放射線の影響に関する医療研究などの機能も持つ複数の関係機関・団体の中核の役割を果たすことを目指します。

		H24夏	H26春	H27.9	H29春				
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期					
① 一次医療の再生、二次医療の充実強化 地元医療機関の再開要請・支援 二次医療の確保要請									
② 予防医療・介護福祉を含む総合的・先進的地域医療の確立									

(関連施策)

- 心のケア（心の復興）対策【5-5)(1)②】
- 健康管理システム（心と身体健康カルテ）の整備【5-5)(1)④】

（3）帰町時のコミュニティ自治機能再生・再構築

長期にわたる避難生活によって、檜葉町にあった従来のコミュニティが失われつつあります。一方で、避難期間中に培われた近隣の避難者や避難先自治体の住民、ボランティア等の支援者との関係、高齢者の孤立を防ぐための工夫も、何もしなければ帰町によって失われてしまうことが懸念されます。

①帰町時の自治機能の再生

町の復旧復興に取り組む際には、町民のコミュニティの維持や再生が最も大切な事項のひとつであり、それは、地域の自治機能を回復・強化するためにも不可欠です。町は、復旧・復興に応じたコミュニティ活動を促進するために、身近な地域で助け合い、支え合えるよう、集会所等を利用した寄合場のような施設の復旧や交流広場の整備を進めるとともに、地域住民が話し合い、主体的に環境美化活動を行うなど、新たなコミュニティづくりの活動を支援します。

また、帰町する町民が少ない中で、行政区による自治機能を再生するために、複数の行政区が連携・協調した活動を行えるよう、その体制づくりを進めます。

②行政区連絡員制度の設立

震災前の檜葉町では、行政区単位のコミュニティ活動が活発で、親戚付き合いのようなつながりがありました。しかしながら、避難指示が解除されても、帰町の時期は人それぞれで、すぐに元通りのコミュニティが戻ってくるわけではありません。このため、行政区ごとに行行政区と町とのパイプ役となる担当職員を行政区連絡員として選任し、帰町している町民の把握や行政区の自治活動に対する支援等を行います。

③新たに形成されたコミュニティとの融合・ボランティア受け入れ体制の構築

この災害を通じ、避難中に培われた町外の人たちとの新たな関係は、新しい檜葉町の財産として、これを継続し、長く交流していくことを目指します。このため、交流会の開催、感謝のイベントをはじめ各種イベントへの招待、「ならば応援団」の結成、復興ニュースでの近況報告など、地域や町民の主体的な企画、取り組みを支援する仕組みを作ります。

さらに、これら町外の方々が帰町期・本格復興期の檜葉町を応援してくださる際のボランティア受け入れ体制についても、檜葉町社会福祉協議会ははじめ関係各機関と協議しながら、より良い体制の構築を目指します。

④帰町時の孤立防止のコミュニティ再生支援

孤立を防ぐ為に避難先で取り組んだサポートセンターにおける子供から高齢者の多世代交流の場や居場所、学習等の場となるような共生型の「みんなの家」づくりを、帰町後にも取り組みます。その一環として、避難指示解除に合わせて、こども園にサロン「ふらっと」を

開設し、また「元気アップ教室」も実施し始めています。今後も、こうした場を通じて高齢者それぞれが役割・やりがい・生きがいを持ち、互いに助け合い、おしゃべりをして笑いながら、自然豊かなふるさとで生き生きと暮らせる環境を目指します。

⑤新たな町民のコミュニティ受け入れ

避難指示が解除された檜葉町には、今後、他町村からの移住を希望する方や、除染・廃炉作業に関わる方、町に進出する事業所の従業員など、新たに住まいを構える方が多く出ると予想されます。これらの方々を新しい仲間として地域コミュニティに受け入れるため、交流の場づくりなどを積極的に行います。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼				
	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本格 復興期				
① 帰町時の自治機能の再生 集会施設の復旧整備								
② コミュニティ活動の支援								
③ 行政区連絡員制度の設立								
④ 帰町時の孤立防止のコミュニティ再生支援								
⑤ 新たな町民のコミュニティ受け入れ								

(4) コンパクトでスマートなまちづくり

震災をバネにして「新生ならば」を築いていく上では、新たな街並みを形成し、そこにこれまで以上にぎわいを作り出すことも重要です。

①コンパクトタウンの形成

復興計画<第一次>で示したように、町の核となるようなコンパクトな街並みを新たに形成していきます。商業・医療などさまざまな機能を集約することで、日常生活のほとんどを徒歩圏内でまかなうことができる、利便性が高く活気ある「コンパクトなまちづくり」に取り組みます。

②まちづくりにおけるスマートコミュニティ導入

コンパクトタウン内の共同店舗や災害公営住宅のみならず、町内の公共施設においても、太陽光発電や地中熱利用などの再生可能エネルギーの導入可能性があると考えられます。

将来的には町の至るところで取り組まれるエネルギーの生産、流通、蓄電、利用などの需給をネットワーク化（マイクログリッド化）したり、タブレットなどを利用した電気自動車のオンデマンド利用など、町民にとって、便利で、かつ環境に配慮・貢献できる仕組みの構築を目指します。

H24夏 H26春 H27.9 H29春

	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本格 復興期
① コンパクトタウンの形成				
② まちづくりにおけるスマートコミュニティ導入				

2. これまで・現在とは違う新しさを目指す

2-1) 風評被害の払拭

放射線への不安が広がり、楡葉町はもちろん福島県全域が風評被害に苦しんでいます。わかりやすい基準策定や科学的根拠に基づく風評抑止対策を国等に求めるとともに、検査・確認体制の整備、正確な情報発信を通じた理解促進・信頼向上に努め、風評被害を払拭します。

施策と取組項目

施策	取組項目
(1)草の根情報発信	①滞在型・体験型ボランティアの受け入れ
(2)国に対する風評抑止対策の要請	①風評被害払拭に向けた国等への取組要請

(1) 草の根情報発信

町では、町で生活し仕事をするあらゆる人が安全で安心に過ごせるよう、きめ細かな取り組みを進めます。そうした取り組みと成果を全国に伝えて風評を払拭するためには、粘り強くさまざまな機会を通じて情報発信に努める必要があります。

①滞在型・体験型ボランティアの受け入れ

除染や食品の検査などを通じて、安全で安心に過ごせる町となるよう取り組みます。しかし、そうした取り組みや成果は、一般的な情報発信ではなかなか伝わらないと考えられます。そこで、ボランティア受け入れ体制を整えて、滞在型・体験型ボランティアの受け入れを積極的に進め、放射線量の減少や生産物の安全確保への取り組みを実感していただき、それが広がることを期待します。

こうした地道な取り組みが、ならば応援団（第三章 2-3）(1)①参照を増やし、ひいては風評の払拭につながるものと考えます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期
① 滞在型・体験型ボランティアの受け入れ				

(関連施策)

- 放射線計測機器の配置【5-4)(2)①】
- 放射線量・除染状況等のわかりやすい情報提供【5-4)(3)①】

(2) 国に対する風評抑止対策の要請

原子力災害による風評は、広く全国・全世界に広がり、震災から5年近く経つ今なお根強く残っています。その中には、科学的根拠もなく、単に福島県が産地であるということのみで不当な扱いを受けている例も少なくありません。とくにこれまで安全確保のため設けられてきた各種基準値については、その根拠などが一般にはわかりにくいことから混乱も生じています。根拠のない風評被害をこれ以上拡大させないためには、こうした状況を解消することが必要です。

①風評被害払拭に向けた国等への取組要請

各種基準値は国が定めているものであることから、国に対し、その根拠などについてわかりやすい説明を求めています。また、製品取引などにおいて根拠のない風評被害を抑止するため、国のより一層の取組みを要望していきます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼			
	準 備 第 1 期	準 備 第 2 期	帰 町 期	本 格 復 興 期			
① 風評被害払拭に向けた国等への取組み要請							

2-2) 新しい産業による地域経済の発展

この災害により、これまで楢葉町を支えてきたさまざまな産業は大きな打撃を受けました。地域経済を立て直すためには、これら既存産業の再生とともに、産業構造の一大変革が必要です。

既存産業に加え、新たに医療・研究機関の誘致、再生可能エネルギーの導入、新しい農業のあり方に関する試験研究などを通じ、地域経済の核となる新しい産業を育成します。

施策と取組項目

施 策	取組項目
(1)復興に伴う新規流入人口の受け入れ	①宿泊施設の復旧・確保 ②新たな居住者のための住環境整備
(2)新産業の創造・誘致	①関連技術活用による起業、ベンチャー企業支援 ②原子力防災・廃炉関連機関の誘致 ③新たな企業の誘致
(3)農林水産業の再生と新たな展開	①農地の復旧と保全、農業の再生 ②植物工場の導入促進 ③新たな担い手の育成 ④鮭のふ化や鮎の飼育の再生 ⑤畜産業の再開支援 ⑥大規模化・ロボット技術導入などによる新しい農林水産業への展開
(4)再生可能エネルギーへの取り組み	①農地を利用した太陽光発電事業の導入促進 ②風力発電、小水力発電、バイオマス発電などの導入促進 ③工業団地への再生可能エネルギー導入促進 ④農業再生につながるバイオマス燃料製造

(1) 復興に伴う新規流入人口の受け入れ

復旧・復興事業や廃炉作業に携わる長期滞在者や新たな産業の従事者・双葉郡内他市町村からの長期避難者など新たな居住者のために、宿泊サービスの提供や住環境の整備を進めていきます。

①宿泊施設の復旧・確保

今後とも、除染やインフラ復旧、廃炉作業の従事者向けはもちろん、将来的に数多く訪れると想定される放射線や原子力に関連する技術者・研究者などを対象とした宿泊ビジネスを

展開することが必要です。サイクリングターミナルは宿泊・飲食サービスを提供しており、また今後、町内に大型ビジネスホテルが開業する見込みです。

こうした取り組みにより、復興に伴う新規流入人口の受け皿となる宿泊施設を確保していきます。

②新たな居住者のための住環境整備

新たな産業に従事する従業員・研究者など、長期にわたってまちの復興に関わる方々や、しばらく元の住まいへ戻ることができない双葉郡内他町村からの長期避難者などについては、まちの新たな住民として積極的に受け入れます。このため、新たな街並みとなるコンパクトタウン形成の中で受け皿となる住環境の整備を進めるとともに、まちづくり会社ならはみらいによる空き家・空き地バンク事業も活用して、これらの方々の住まい確保を支援していきます。

また、住環境の整備と併せてモックアップ施設や工業団地で働く方などのために飲食店の充実についても今後検討して、充実させていきます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼			
	準 備 第1期	準 備 第2期	帰町期	本 格 復 興 期			
① 宿泊施設の復旧・確保							
② 新たな居住者のための住環境整備							

(関連施策)

- 空き家・空き地バンク事業による空き家活用【4-4)(3)②】

(2) 新産業の創造・誘致

震災前の楡葉町では、多くの町民が原子力発電所の関連産業に携わり、町の財政基盤も原子力発電所の立地を前提としてきました。今後、原子力だけに頼らない町となっていくためには、復興特区制度や県が創設した企業立地補助金も活用しつつ、将来を見据えた新しい産業を育成することが急務となります。

①関連技術活用による起業、ベンチャー企業支援

楡葉町をはじめ、原子力発電所が立地する浜通り地方には、元々、さまざまな関連技術を持つ企業や技術者が存在します。こうした技術は、本格的に進められている除染や廃炉において、ロボット・遠隔操作、廃棄物処理、環境分析などへの活用・応用が見込まれ、町内に多くの関連企業や研究機関の立地が予想されることから、これを新生ならはの創造に活かすことが重要です。

このため、専門家による起業相談、技術情報や起業等にかかわる情報の交換・共有などにより、これら技術の習得・応用による起業化やベンチャー企業の育成を支援し、新しい産業の創造へとつなげていきます。例えば、当面は学校としての利用が見込まれない南小学校の校舎を活用し、ベンチャー企業オフィスとして提供することなどを検討します。

②原子力防災・廃炉関連機関の誘致

原子力災害からの復興は、長期にわたる廃炉に向けた作業と密接な関連を持っています。原子力災害に苦しむ被災地としては、原子力防災の備えを充実させ、これを国内外へと展開していくことも、復興の大切な側面です。

廃炉の技術開発や推進などに中核となって取り組む機関は、その実践現場に置かれることが最も望ましいものと考えられます。同時に、これらの機関等による原子力防災に関わる研究・実践も推進し、この災害体験をバネにした国内外への貢献を図ります。

なお、こうした取り組みにより、関連産業の集積はもとより、国際会議をはじめとする各種会議や研修、国内外からの視察などを通じて、多くの方が町へ訪れることも予想されることから、その地域経済への効果、人的交流による地域の活性化などが期待できます。

③新たな企業の誘致

今後の檜葉町では、従来からある南工業団地だけでなく、北部新産業ゾーンをはじめとしてさまざまな企業の進出を受け入れるエリアがあります。企業誘致対策推進事業を継続して実施することで、さらなる企業誘致を推進します。

企業の立地は進みつつある一方で、そこで働く人員が集まらず、人手不足が課題となっています。檜葉町に暮らしてもらえる環境づくりを進めるとともに、町民の雇用創出に向けた取り組みを精力的に行っていきます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼
	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本格 復興期
① 関連技術活用による起業、ベンチャー企業支援				
② 原子力防災・廃炉関連機関の誘致				
③ 新たな企業の誘致				

(3) 農林水産業の再生と新たな展開

町の農林水産業・畜産業は、地震・津波・放射能汚染によって大きな被害を受けました。

これまで、営農再開に向け農地の復旧・保全活動や試験耕作等の取り組みを続けてきましたが、今後さらに再生に向けた取り組みを推進するとともに、新しい農業にもチャレンジしていきます。

①農地の復旧と保全、農業の再生

帰町してすぐに農業を再開しようと考えている農家においても、少なからず不安を抱えていることから、農家の状況に応じたサポート体制を整備していきます。町内の農地については、反転耕を中心とした手法により除染が完了し、米やトルコキキョウの実証栽培が行われています。新たに設立された檜葉町農業復興組合によって、農地保全活動も続けられています。今後は、農地に流れ込む水の安全性を高めるため、ため池の放射性物質拡散防止事業に取り組み、営農再開に伴う不安の払拭に努めます。さらに、JA ふたばが広域合併して誕生す

る JA 福島さくらが楡葉町内に事務所を構える予定としており、それに合わせて農業倉庫、カントリーエレベータなどの整備を進めることで、より一層、農業再生を後押ししていきます。

また廃業による耕作放棄地や津波被災地の農地は、集約化を図ることが必要です。JA 福島さくらなど関係機関と連携しつつ新たに農業法人を設立するなどして、農業者の意向を把握し、それを尊重しながら、これを計画的に進めていくこととします。またその際には、自給自足のため、もしくは毎日の生きがいとして農業に携わる方々の意向も尊重し、そのための農地確保も行います。さらに、バイオマス燃料となる菜の花等に作物転換することで早期の農業再開を図り、農地保全と農業者の生きがい確保につなげます。

なお、生産された農作物については、安全確保と風評被害の防止という観点から、放射性物質に対する確実な測定監視体制を整備するとともに、農業生産工程管理手法(GAP)*の導入やトレーサビリティシステム[†]の構築を通じて、消費者に安全・安心な農作物として供給する体制を整えます。加えて、消費者と生産者との交流活動を進めることで、ならば応援団の一員となっただけ、町の農作物に対する信頼回復に努めます。

②植物工場の導入促進

除染された農地とはいえ、生産された農作物は安全が確認されてもなお、消費者の安心感を得るには相当の時間を要し、市場での買い控えも予想されます。

そこで町の農業の再生を図るため、植物工場の導入を目指します。これは、現在普及している温室栽培と異なり、外界の土壌や水を使うことなく、光・温度・湿度・二酸化炭素、培養液などの環境条件を人工的に制御した施設の中で生産することから、放射性物質の影響を受けずに高品質な野菜などの通年生産が可能となります。また、農家や農業生産法人だけでなく建設業など多様な担い手が期待できるので、将来の新しい農業形態として積極的に推進を検討します。なお、初期投資等が必要な施設型農業であることから、国・県の「イノベーション・コースト構想」に係る支援策を積極的に活用し、意欲のある事業者等を後押ししていきます。

③新たな担い手の育成

農業では、長年、後継者不足が大きな悩みでした。しかし最近では、新たに農業に携わる若者などが各地で活躍しています。農業に関心を持つ方々にボランティアとして町内農家の支援や、農産物の検査結果等の情報発信をしてもらうなど、町内外からの新たな担い手を育成していきます。

④鮭のふ化や鮎の飼育の再生

* 農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）：農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。

† トレーサビリティシステム：農産物や加工品などが、どこでどのように生産され、どのように移動し、どこで加工されたかなど、「移動を追跡・把握」できる仕組み。

鮭や鮎は檜葉町の重要な産業資源です。これまで、木戸川を遡上・棲息する鮭・鮎への放射性物質の影響を調査しつつ、農林水産物処理加工施設（増養殖施設や加工施設など）の再整備を行い、平成 27 年 4 月には 5 年ぶりとなる鮭の稚魚放流を行うこともできました。今後とも、同施設に配置される食品検査装置を活用して、鮭や鮎への放射性物質の影響を継続的に調査しつつ、地域資源の回復を図ります。また、鮎の中間育成施設を改修して、地域住民が鮎と触れ合える環境を整備します。

⑤畜産業の再開支援

町の畜産業については、避難と放射性物質の汚染により壊滅的なダメージを受けました。これまで畜産農家の意向や牧草等の放射性物質汚染状況などの把握に努めてきましたが、避難指示解除によって、いよいよ本格的に畜産業の再開に向けた取り組みが可能となっています。

県のモデル事業を活用して施設整備を進めたり、家畜導入を支援したりすることで、畜産業に取り組む方への支援を行っていきます。

⑥大規模化・ロボット技術導入などによる新しい農林水産業への展開

これまでの農林水産業は、人手に頼るところが多く、従事する方々は大きな労力をかけてきました。水田や畑を大規模化することで各種機械を導入でき、またロボット技術の応用によって農業はもとより林業・水産業でも作業負荷の軽減、省力化などができます。国・県の「イノベーション・コースト構想」を積極的に活用し、これらの技術開発・実用化を目指します。

	H24 夏		H26 春		H27.9		H29 春	
	準備第1期	準備第2期	準備第2期	準備第2期	準備第2期	準備第2期	準備第2期	準備第2期
① 農地の復旧と保全、農業の再生 汚染状況の調査・除染 農地復旧 農業の再生								
② 植物工場の導入促進								
③ 新たな担い手の育成								
④ 鮭のふ化や鮎の飼育の再生 水産業再生に向けたモニタリング 鮭のふ化事業の再開 鮎の育成								
⑤ 畜産業の再開支援 畜産業の再開支援 飼料作物の試験栽培								
⑥ 大規模化・ロボット技術導入などによる新しい農林水産業への展開								

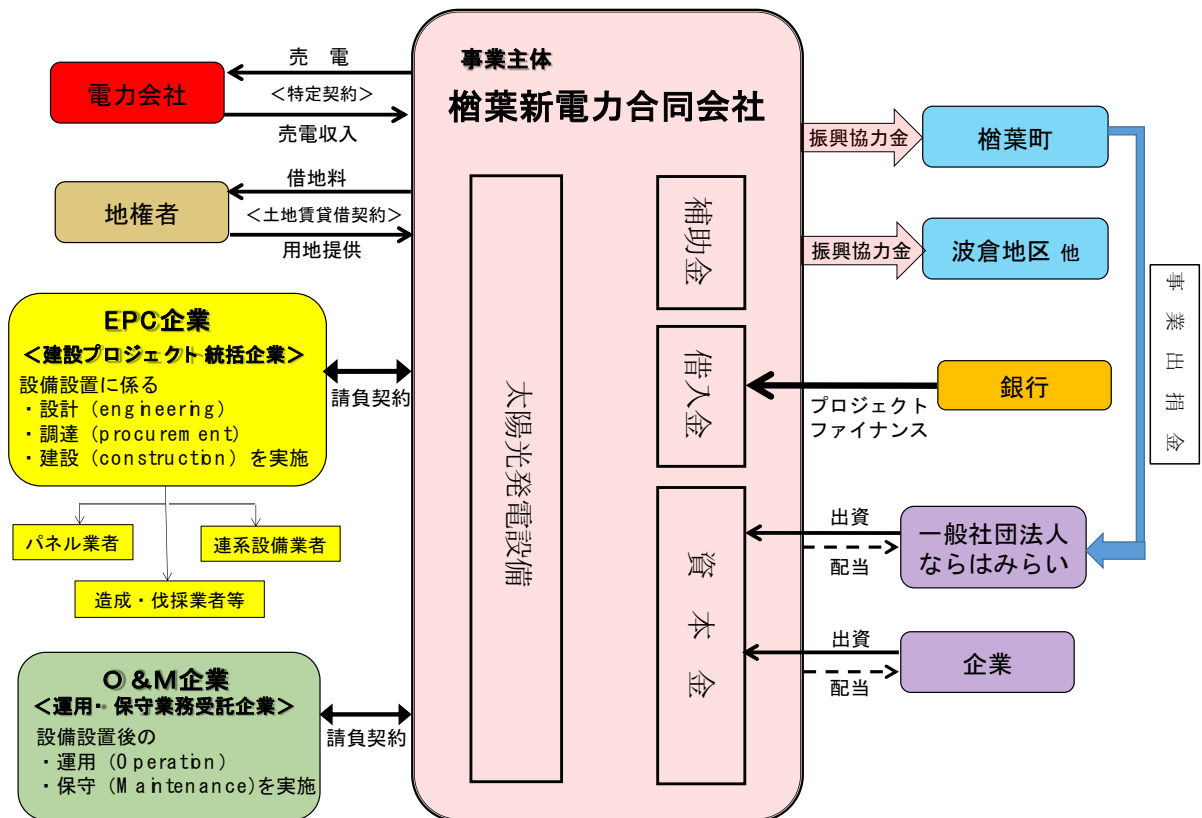
(4) 再生可能エネルギーへの取り組み

原子力発電に代わる新たなエネルギー産業の育成として、再生可能エネルギーの産業化について、可能性を検討します。

①農地を利用した太陽光発電事業の導入促進

町として太陽光発電事業に積極的に乗り出すために、楯葉新電力合同会社が設立され、太陽光発電事業の建設・運営・管理に向けた活動を開始しています。太陽光発電事業はまとまった敷地面積を必要とすることから、今後とも、既存の遊休農地や震災後の廃業による耕作放棄地、津波被害による耕作困難な土地の集約化・農地転用を図るなどして、さらなる太陽光発電事業の導入を促進します。

太陽光発電(メガソーラー)事業の基本スキーム



②風力発電、小水力発電、バイオマス発電などの導入促進

再生可能エネルギーに対する関心が強まる中、町内に豊富に存在する水資源、木質資源を活用し、エネルギーの地産地消を目指して技術開発・導入を検討します。

具体的には、これまでも検討等を重ねてきた風力発電のほか、小水力発電、間伐材や農作物等を活用したバイオマス発電などの導入を検討し、採算性など事業性を模索していきます。

③工業団地への再生可能エネルギー導入促進

再生可能エネルギー社会のシンボルとして、低炭素社会の実現へ向けて、楯葉南工業団地連絡協議会の協力を得ながら、太陽光発電や風力発電を団地内に設置し、エコ工業団地としてPRするとともに、電力の安定確保にも寄与するなど特徴をアピールします。

余剰電力の売電については、新たに設立した楯葉新電力合同会社が担うことも想定し、電力会社の買い取り価格を見ながら事業採算性を十分検討して、導入の是非を考えます。

④農業再生につながるバイオマス燃料製造

町内に広がる豊かな農地を活用し、菜の花、綿花、ひまわり等の栽培による農業の再開・活性化を行うとともに、これらを活用したバイオマス燃料製造ビジネスの可能性を検討します。こうした取り組みにより、農業者の生活再建と生きがいの確保、さらには美しい景観の創出が期待されます。加えて、バイオマス燃料製造工場の誘致を検討し、新たな地域産業の創生と雇用創出につなげていきます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼			
	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本格 復興期			
① 農地を利用した太陽光発電事業の導入促進							
② 風力発電、小水力発電、バイオマス発電などの導入促進							
③ 工業団地への再生可能エネルギー導入促進							
④ 農業再生につながるバイオマス燃料製造							

2-3) 町外との新たな連携・交流

この災害では、これまでほとんど交流のなかった町外の方々からも、多くの温かいご支援をいただいています。

災害を契機に始まった新たな連携・交流などを通じて、町外にも多くの仲間・友だちを作り、互いに支え合い、励まし合い、協力し合う関係を構築します。

施策と取組項目

施策	取組項目
(1)連携・交流促進の仕組み・機会づくり	①ならは応援団の結成 ②交流人口の拡大 ③震災を通じて生まれた他地域との交流促進 ④全国やまゆりサミットの開催 ⑤全国へ苗の支援なども呼び掛ける「花とみどりのプロジェクト」 ⑥復興祭の開催と復興をアピールするスポーツの話題づくり ⑦教育旅行の誘致による国内外学生との交流促進
(2)観光産業の復活	①観光施設等の再生・活性化 ②絆ツアー（仮称）の推進 ③道の駅ならはの再開
(3)国際交流の促進	①海外からの来訪者の受け入れ体制構築

(1) 連携・交流促進の仕組み・機会づくり

避難生活を通じ、本当の豊かさや安全・安心は、連携や交流によってもたらされることを実感しました。4年半に及んだ避難指示の解除を受けて、これから町の復興を果たすためには、引き続き、より積極的に多くの人々との交流・つながりを広げることが不可欠です。

①ならは応援団の結成

檜葉町の復興を支援して頂ける人材・知恵・活動資金を全国から集め、町の復興と町民の生活再建に貢献することを目的に、まちづくり会社「ならはみらい」を事務局として、「ならは応援団」が結成されました。これまで、各種イベントのお手伝いや「花とみどりのプロジェクト」など、ボランティアでの活動を実施しています。今後とも、あらゆる機会を通じて檜葉町のファンを増やし、「ならは応援団」の一員となっていただいで、さらなる交流を深めます。

②交流人口の拡大

風評被害の払拭や震災復興促進のため、ならば応援団など町への愛着や興味が高い方に対し、地域生活や観光・物産などについての正しい情報発信を行うとともに、体験旅行や滞在型交流活動などにより町の安全性をアピールします。このため、新たに開発するコンパクトタウンの中に「交流館」を建設し、情報提供・交流の拠点と位置づけます。また、県等との連携により、首都圏においてふるさと情報を提供するなど、やむを得ず帰町をしばらく見合わせる町民の方々も巻き込んで交流人口を拡大させ、定住・二地域居住につなげます。

③震災を通じて生まれた他地域との交流促進

震災をきっかけに生まれた会津美里町、長崎県壱岐市などとの関係を大切に、今後も継続していきます。まず、会津地域の会津米、壱岐市の焼酎などの産品を檜葉町内で販売するとともに、将来的には檜葉町の農産物・物産品を買ってもらうことを目指して、情報交換・交流を促進します。

④全国やまゆりサミットの開催

震災の年、町において全国やまゆりサミットの開催が計画されていました。この全国やまゆりサミットの会からは、震災後も温かい支援をいただいています。避難指示が解除され帰町できるようになったことから、町やまゆりの会を復活させるとともに、やまゆり群生地再生に取り組みます。そして、町が復興を遂げたことを表すイベントの一環として、是非とも全国やまゆりサミットを開催したいと考えています。

⑤全国へ苗の支援なども呼び掛ける「花とみどりのプロジェクト」

全国にも苗の育成・提供などの支援を呼び掛けて、檜葉町を花いっぱいにしようという「花とみどりのプロジェクト」が、ならば応援団の活動として実施されています。今後とも、この運動を展開し、交流の輪を広げます。また、帰町した町民が自宅の庭などで育てる花を紹介する「花じまん」コーナーを町広報誌に設けるなどして、花いっぱいのまちづくりを推進します。バイオマス燃料製造を目的とした菜の花・ひまわりなどの育成も、町内を花いっぱいとすることに一役買うことでしょう。

上記の全国やまゆりサミットなどの機会には、これら町内各所で咲く色とりどりの花をフラワーロードや桜のトンネルと併せて楽しんでいただき、新たな観光資源として、地域の魅力を高め、郷土への愛着を育むものとしていきます。

⑥復興祭の開催と復興をアピールするスポーツの話題づくり

帰町期が終わり本格復興期へ移った段階で、復興祭などを開催します。復興祭の運営には、町民ボランティアを募るとともに「ならば応援団」に参画を要請するなど、今後のさらなる復興に向けた力強い「ひとの輪」づくりにもつなげます。

また、復興祭を皮切りに、たとえば日本クラブユース選手権や全日本少年サッカー選手権など、地震・津波災害と原子力災害からの復興を内外にアピールするスポーツイベントの開催を招致します。檜葉町にゆかりの深いスポーツであるサッカーの日本代表のほか、Jリーグやなでしこリーグの合宿、公式戦、国際親善試合なども誘致して、幅広い層の関心を集め、

町の復興、ひいては福島復興を印象付けることを目指します。

⑦教育旅行の誘致による国内外学生との交流促進

福島県が実施予定とする「教育旅行誘致促進事業」と連携しつつ、この災害の経験を伝える語り部ツアーなど教育旅行の体験メニューを充実させ、若者に対して県・町の魅力や素晴らしさをアピールします。また、県内学生と国内外の学生との交流を図り、さまざまな価値観の理解を促進することで、幅広い視野や国際感覚を身につけた若者を育成します。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期
① 檜葉応援団の結成				
② 交流人口の拡大				
③ 震災を通じて生まれた他地域との交流との交流促進				
④ 全国やまゆりサミットの開催				
⑤ 全国へ苗の支援なども呼び掛ける「花とみどりのプロジェクト」				
⑥ 復興祭の開催と復興をアピールするスポーツの話題づくり				
⑦ 教育旅行の誘致による国内外学生との交流促進				

(2) 観光産業の復活

町外との連携・交流を促進することは、地域における観光産業の復活にもつながります。多くの人々との交流・つながりが、地域経済にも恩恵をもたらし、それがさらに幅広い交流やつながりに発展していくような、良い循環を目指すことが望めます。

①観光施設等の再生・活性化

檜葉町には、木戸川渓谷、海水浴場、天神岬など、豊かな自然がもたらした自慢の観光資源があります。これら資源を活用する各種観光施設については、これまで復旧作業などを進めてきました。今後は、来訪者が無料で使える公共 Wi-Fi の整備、スマートフォンなどをかざすと動画やナレーションが見られる AR*案内板などの技術を用いて、これからの ICT 時代にマッチした新たな観光産業に向けて活性化していきます。

②絆ツアー（仮称）の推進

東日本大震災で被害を受けた各地では、被災地の現状を見て災害について学ぶとともに、被災地の住民と交流し、さらには被災地の特産物などを購入することで地元経済の復興にも役立てることを目的に、各種スタディツアーなどが実施されています。

避難指示の解除を受けて、檜葉町においても、こうしたスタディツアーとなる「絆ツアー（仮称）」を実施すべく、準備を進めていきます。AR 機能を用いて天神岬から津波来襲時の映

* AR (Augmented Reality=拡張現実) : スマートフォンなどの専用機器にアプリをダウンロードして、それを AR マーカーにかざすと動画が流れるシステム。また、特定の場所にエアタグというものをつけ、その場所でアプリを起動させると情報を得ることができる機能もある。

像を見る体験を盛り込むなど、印象に残るスタディツアーを目指します。これにより、地震・津波の災害と原子力災害による被害と、その後の苦しかった避難生活、さらには復興に向けた歩みとともに、檜葉町の良さを国内外の多くの方々を知っていただくことが、より多くの方との絆の構築につながります。

③道の駅ならはの再開

震災前の「道の駅ならは」は、温泉保養施設や物産館があり、町民の皆様にご利用されていました。震災以降は休館し、双葉警察署の臨時庁舎として町の安全・安心を支える大切な役割を担ってきましたが、今後、町が本格的な復興を果たすため、Jヴィレッジが一部再開に合わせた平成30年夏の再開を目指して、関係機関と協議を進めていきます。

		H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼					
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期						
① 観光施設等の再生・活性化 観光施設の復旧										
② 絆ツアー（仮称）の推進										
③ 道の駅ならはの再開										

（3）国際交流の促進

南工業団地に開所した檜葉遠隔技術開発センター（モックアップ施設）は、国際的にも最先端のロボット研究開発拠点施設として、ロボット性能・操作者技能の認証機関を目指しています。これを中核とした国際産学連携拠点が構築されることで、檜葉町へも諸外国からの来訪者が増える見込まれます。

①海外からの来訪者の受け入れ体制構築

子どもたちへの英語教育はもちろん、大人が外国語を学ぶ機会を設けるなどして、町民全体が諸外国からの来訪者とコミュニケーションする力を伸ばします。また、町内の各種案内板・案内図などをユニバーサルデザイン化したり、海外旅行者向けのインフォメーション機能を設けるなど、海外からのお客様を暖かくおもてなしのできる町を目指します。

		H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼					
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期						
① 海外からの来訪者の受け入れ体制構築										

2-4) 「ふるさと楡葉」づくり

新しい楡葉町は、これからの世代のふるさとにもなっていくまちです。私たちのふるさとである楡葉の「楡葉らしさ」を打ち出すため、景観づくりや祭り・イベント等の開催、町のシンボルづくりなどに取り組みます。

施策と取組項目

施策	取組項目
(1)スポーツのまち楡葉の再生と振興	① Jヴィレッジの復興 ②スポーツの促進
(2)ふるさと楡葉の景観づくり	①天神岬公園「津波防災対策ビューポイント」整備 ②桜のトンネルづくり ③木戸ダム・木戸川流域の再生 ④町民農園の整備 ⑤ゆずの里ならはの再生
(3)文化財の保全等	①文化財の復旧支援 ②埋蔵文化財等の調査
(4)町のイベント、祭りの再生	①町の各種イベントの復活・創設 ②歴史・伝統・文化の継承
(5)楡葉ならではの名物・特産品づくり	①ご当地ナンバープレートの発行 ②楡葉グルメ、楡葉みやげの開発

(1) スポーツのまち楡葉の再生と振興

震災前の楡葉町は、Jヴィレッジに象徴されるようにスポーツの盛んな町でした。健康で豊かな教育環境を再構築するためにも、スポーツのまち楡葉を再生し、スポーツ振興をますます推進していくことが必要です。

① Jヴィレッジの復興

震災後、福島第一原子力発電所事故の収束に向けた対応拠点となったJヴィレッジは、町のシンボルです。このJヴィレッジの復興は、町民の精神的支柱となることに加え、雇用確保やイベント等による経済的効果も期待できます。

すでに、平成 30 年夏に一部再開、平成 31 年春に完全再開が予定されていることから、町としてこれを積極的に後押しするとともに、サッカー日本代表の合宿や東京オリンピック・パラリンピックの事前練習等を誘致するなどして、災害からの復興を広くアピールします。

②スポーツの促進

町民の健康とコミュニティを維持するため、関係団体からの協力も得つつ、さまざまなスポーツに取り組む機会を確保します。具体的には、震災前にも行っていた他地域との交流事業、スポーツ大会への参加などを推進します。また、檜葉町民だけでなく多くの人々がスポーツを通じて健康増進に取り組みつつ交流する施設となるよう、総合グラウンドの改修や体育施設等の新設を検討します。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼			
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期			
① Jヴィレッジの復興							
② スポーツの促進							

(2) ふるさと檜葉の景観づくり

天神岬公園とそこから見下ろす海岸線や美しい農地、木戸ダムと木戸川の溪流、川を泳ぐ鮭・鮎などは、ふるさと檜葉を象徴する原風景です。これを、将来に向けた町のさらなる財産として、また、津波災害を後世に伝えるよう取り組みます。

①天神岬公園「津波防災対策ビューポイント」整備

今後、緩傾斜方式による防潮堤整備や県道のかさ上げによる二線堤整備、海岸防災林の整備、津波浸水エリア辺縁のポール設置などが進むことで、天神岬公園からは、後世に残る津波対策が一望できるようになります。

天神岬公園には、津波対策のビューポイントとして、展望エリアの設置等に取り組んでいます。今後、ビューポイントに AR 機能を活用し、津波襲来時の映像をスマートフォン等で見られる仕組みを構築します。

②桜のトンネルづくり

これまで、NPO などの協力を得ながら、天神岬に通じる道をはじめ町内各所で桜の木の植樹を続けてきました。今後もこの活動を継続し、「桜のトンネル」をつくります。

③木戸ダム・木戸川流域の再生

木戸ダム、木戸川渓谷については、遊歩道の除染を行い、併せてその修理も実施しています。今後、鮭だけでなく鮎の放流再開も進め、さらに木戸川流域で岩魚・山女魚のキャッチアンドリリースができる環境を整えるなど、豊かな自然の恵みを活用した観光資源としての再生に努めるとともに、ふるさと檜葉の景観を取り戻していきます。

④町民農園の整備

耕作放棄地などを含めた広い農地を活用して「町民農園」を整備し、多くの町民はもちろんのこと、町外から繰り返し訪れる方々に対しても、土とふれあう機会を提供します。これを通じて、魅力あふれるふるさととして、檜葉を多くの方々に愛されるまちにしていきます。

⑤ゆずの里ならはの再生

ゆずの里ならは再生に向けて、現在、ゆずの実証栽培を実施しており、町を南北につらなる国道6号線とJR常磐線の車窓からゆずの樹・果実を愛でることができる景観を提供しています。今後、この実証栽培の結果をもとに、ゆずの植樹を進めるなどして、ゆずの里ならはの再生を目指します。

	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期			
① 天神岬公園「津波防災対策ビューポイント」整備							
② 桜のトンネルづくり							
③ 木戸ダム・木戸川流域の再生							
④ 町民農園の整備							
⑤ ゆずの里ならはの再生							

(関連施策)

- 全国へ苗の支援なども呼び掛ける「花とみどりのプロジェクト」【2-3)(1)⑤】

(3) 文化財の保全等

文化財は、私たちの先人の足跡や文化を伝える貴重なものであり、失われてしまえば二度と取り戻すことができません。

①文化財の復旧支援

地域の宝を保護し、継承するために、被災した文化財の災害復旧を支援していきます。

②埋蔵文化財等の調査

これまでも、復旧・復興に伴って実施されるさまざまな公共工事等の中で、埋蔵文化財の調査が実施されています。貴重な埋蔵文化財を保全し、今後の町の財産とするためにも、引き続き各種工事との調整を図り、先人が残した遺跡等の文化財保護に取り組みます。

	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期			
① 文化財の復旧支援							
② 埋蔵文化財等の調査							

H24夏 H26春 H27.9 H29春

(4) 町のイベント、祭りの再生

ふるさとを離れて、楢葉の根底に流れていた暮らし方や、歴史、伝統、文化の豊かさ、多くの行事や風物詩に自然の美しさが映えていたことなどが、あらためて認識されました。一度は失いかけたこれらの町や地域の行事や伝統文化を再生し、後の世代に伝えていくことによって、地域への愛着を持ち深めることは、ふるさと再生に欠かせないものです。

①町の各種イベントの復活・創設

平成 27 年 10 月、町の風物詩として天神岬スポーツ公園で行われていた「あるこう会」が 5 年ぶりに再開されました。震災前に開催されていたサマーフェスティバルなど、さらに町の各種イベントを復活させるとともに、檜葉遠隔技術開発センター（モックアップ施設）や再整備される J ヴィレッジを活用した新たなイベントも創設し、全国・全世界に向けた檜葉町の感謝の気持ちなどを発信していきます。

②歴史・伝統・文化の継承

地域の歴史・伝統・文化の継承を促進するための空間の整備を進めるとともに、各地区が連携した地域の歴史・伝統・文化などを学ぶ取り組みや、地域へのかかわりを促進するための取り組み、後継者の育成と合わせた歴史・伝統・文化の記録や民俗行事等を保存継承する活動を支援します。

		H24 夏 ▼	H26 春 ▼	H27.9 ▼	H29 春 ▼							
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期								
① 町の各種イベントの復活・創設												
② 歴史・伝統・文化の継承												

（5）檜葉ならではの名物・特産品づくり

①ご当地ナンバープレートの発行

観光振興と町の知名度向上のため、町が発行する 125cc 以下のバイクのナンバープレートを、ゆず太郎がデザインされたオリジナルのご当地ナンバープレートとします。人気者のゆず太郎をモチーフとすることで、町民にとっての“小さな自慢”となり、ますます町への愛着が深まると期待されます。

②檜葉グルメ、檜葉みやげの開発

檜葉町には、震災前からマミーすいとんや鮭、ゆずなど、町民にとっての「ふるさとの味」がありました。今後とも、この 3 つを軸にしつつ、檜葉ならではの商品を開発し、道の駅や町内の飲食店で提供します。また、このような特産品を活用して、新しい産業や観光資源に繋げていきます。

		H24 夏 ▼	H26 春 ▼	H27.9 ▼	H29 春 ▼							
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期								
① ご当地ナンバープレートの発行												
② 檜葉グルメ、檜葉みやげの開発												

3. さらなる安全・防災を目指す

3-1) 災害に強い人づくり・仕組みづくり

今回の災害では、堤防などのハード面の対策に頼るばかりでなく、ソフト面の対策もとても重要であることが浮き彫りになりました。地震・津波災害に対しては、こうした災害の教訓を反映して次なる災害に備えることが不可欠です。また、原子力発電所の事故は未だ完全に収束していないことから、今後とも国・事業者等に迅速かつ適確な対応を強く要望すると同時に、町としても住民の避難対策などに万全を期することが必要です。

防災に関する教育訓練や、地域防災計画や避難計画の見直し、緊急時の情報伝達手段の確立、消防体制の再構築などを行い、災害に強い人と仕組みを作ります。

施策と取組項目

施策	取組項目
(1)防災に関する各種計画の見直し	①地域防災計画（自然災害・原子力防災対策）の見直し ②津波避難計画の見直し ③広域避難計画の策定、協定等の締結 ④広域避難に備えた重要情報資産の確保対策 ⑤災害時要配慮者避難計画の見直し ⑥物資の備蓄・調達計画の見直し
(2)災害に強い人づくり	①消防団の再構築 ②防災リーダー育成、自主防災組織の再生・活性化 ③実効性のある防災訓練の実施
(3)緊急情報伝達・広報体制の充実	①緊急情報伝達の仕組みの再構築 ②町独自の観測システム、観測体制等の強化 ③公共 WiFi の整備
(4)原子力安全の確保	①専門家による原子力施設の監視

(1) 防災に関する各種計画の見直し

東日本大震災では自然災害と原子力災害が同時に発生し、さまざまな災害対応・危機管理上の課題が明らかとなりました。そのため、国や県における検討及び計画の修正状況も踏まえつつ、町における計画の見直しに取り組みます。

①地域防災計画（自然災害・原子力防災対策）の見直し

町では、住民や事業者、防災関係機関等の震災時の対応実態について調査・整理し、計画改定の基礎資料とします。なお、その際には、これまで各種の国や研究機関の調査に協力する形で、今回の災害への対応や教訓情報をできるだけ発信しており、そうした調査研究成果も活用します。平成26年度には、地域防災計画の見直しを実施し、策定した計画については、それをもとに町民向けパンフレットを作成しました。

②津波避難計画の見直し

津波避難計画の見直しではまず、東日本大震災における津波の浸水状況と、県が実施する津波シミュレーションの結果をもとに津波対策を実施すべき区域を定めます。それをもとに沿岸行政区住民参加による津波避難計画・防災マップの見直しを進めることとなります。

その後、避難訓練などによって計画等を検証したうえで、防災マップの配布、町内要所への津波防災表示板の設置等を実施します。津波防災表示板の設置や維持管理については、町民が参加することで、津波防災意識の向上にも寄与することが期待されます。

なお、津波避難対策については、後述する県の津波シミュレーションを活かし「津波防災地域づくり総合推進計画」を作成し、ハード対策ソフト対策の両面から推進します。具体的な内容は、「3-2)災害に強いまちづくり」を参照してください。

③広域避難計画の策定、協定等の締結

広域の避難計画を作成するためには、今回の教訓を十分に生かすことが不可欠です。そうした観点から、まず、今回の避難先自治体などからも意見を聞いて、良かった点、改善すべき点などを整理します。その上で、締結済み協定の点検協議、必要に応じた協定の修正を行います。

なお、そうした協定が形がい化しないようにするために、定期的な情報交換や相互の防災訓練等への参加など、積極的な交流の機会を持つよう、取り組みます。

④広域避難に備えた重要情報資産の確保対策

今回の災害を教訓として、広域避難が必要な状況においても戸籍、住民記録、その他の重要な情報資産について、優先順位をつけながら、安全なバックアップ方策を検討し、実施します。すでに、戸籍、住民記録については、役場庁舎内にあった各種サーバーを民間のデータセンターを利用する形態に変更したことで、大幅に安全性が向上しています。さらなる安全対策として、県外施設へのバックアップデータ保管についても検討することとしています。

⑤災害時要配慮者避難計画の見直し

今回の災害では、要介護の高齢者やその施設、障がい者などの緊急の避難支援や、避難先の確保に、さまざまな困難がありました。そうした実態を踏まえ、自主防災組織や福祉関係等の事業者・NPO団体等と適切に連携しながら、災害時要配慮者避難計画の見直しと、避難行動要支援者の個別計画の策定推進に取り組みます。

⑥物資の備蓄・調達計画の見直し

今回の災害では、水・食糧・物資・燃料の調達が困難な事態が発生しました。町内全域が避難するという状況も踏まえて、何をどのように備蓄・調達すべきか、また、高齢化が進む中でどのような品目の備蓄を強化すべきか、自動車用燃料の確保方策など、多くの課題があります。今後、帰町状況に応じて広域的な対応の観点も含めてあり方を検討し、効果的な備蓄・調達の仕組みを計画します。

なお、東日本大震災で寄せられた大量の義援物資が小学校体育館に保管されています。これらについては、古着などをはじめとする不要品の廃棄、利用可能なものの整理を行うことや、新たな備蓄場所の確保を検討します。

⑦山間部における林地崩壊時の避難計画の策定

檜葉町は、町の約4分の3が森林です。今回の災害では、大きな土砂崩壊等は発生しませんでした。発生した場合に孤立状態となる危険性の高い集落があります。

そうした地域に対して、アンサーバック機能付きの防災行政無線整備による情報通信の確保、非常食の確保などを進めています。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼				
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期				
① 地域防災計画（自然災害・原子力防災対策）の見直し								
② 津波避難計画の見直し								
③ 広域避難計画の策定、協定等の締結								
④ 広域避難に備えた重要情報資産の確保対策								
⑤ 災害時要配慮者避難計画の見直し								
⑥ 物資の備蓄・調達計画の見直し								
⑦ 山間部における林地崩壊時の避難計画の策定								

(2) 災害に強い人づくり

震災前、町には7分団・約250名の消防団と、4つの自主防災組織が編成されていました（組織率は約75%）。また、消防団の組織の無い山間部の行政区民により自衛消防隊が組織され、林野火災、地盤災害などについて定期的な危険箇所巡回、町及び消防団と連携した初期消火訓練等を実施していました。そのほかに、婦人消防隊も結成されており、各分隊ごとに初期消火訓練、災害時の避難所運営の訓練を実施し、町及び消防団の補助的な役割を果たしていました。これらの組織、消防団員等は、今回の災害でも避難や救助に活躍しましたが、残念なことに、消防団員の尊い命が失われました。

今後、避難によってばらばらとなり、帰町の時期も必ずしも同じにはならないことが予想される状況のなかで、消防団及び自主防災の体制を再構築することが大きな課題です。

①消防団の再構築

消防団の活動を再開するにあたっては、現在の消防団員の所在を確認して、帰町時期の意

向などを把握し、帰町時には経験・技量・土地勘・コミュニティとのつながりのある消防団員の活動の再開を促し、消防団体制を再構築することが最も重要です。

被災した消防団の詰所や消防車の整備、新基準に適合した装備の再整備をはかります。

なお、地域によっては帰町する消防団の人数が少なく、住民に不安を及ぼしてしまうことも考えられます。そのような際には、複数の分団が連携して取り組む体制等も考慮する必要があります。また、地域の事業者等の協力を得て、機能別消防団員として地域で活動していただくことも検討します。

②防災リーダー育成、自主防災組織の再生・活性化

避難指示解除により町での生活が本格的に再開する中で、地域の防災活動に関する防災リーダーの確保や育成、行政区を中心とする自主防災体制構築は喫緊の課題と言えます。緊急連絡先名簿の整備など、身近なことからスタートし、徐々に活動の輪を広げていくことが期待されます。また、消防団と同様に複数の行政区での連携などにも取り組むことが望まれます。

③実効性のある防災訓練の実施

災害に対して適切に対応するためには、行政・町民ともに、防災に対する意識・能力を向上しておくことが必要です。このため、地震・津波などの自然災害、原子力災害などを想定した防災訓練を実施して、今回の災害からの教訓を活かすとともに、まち全体としての災害対応能力を高めます。またその際には、訓練目的の明確化、訓練方法の工夫、訓練結果の評価などを通じて、防災訓練を、より実効性のあるものとしていきます。

		H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼			
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期				
① 消防団の再構築								
② 自主防災組織の再構築								
③ 実効性のある防災訓練の実施								

(3) 緊急情報伝達・広報体制の充実

東日本大震災では、地震・津波に関する警報の伝達、原子力災害時の関係機関との情報連絡、避難等の意思決定にさまざまな困難が伴いました。とくに、原子力災害に関する情報は、事前に計画されていた情報経路が機能せず、福島第一原子力発電所の情報については、第二原子力発電所から寄せられたただけでした。町では、テレビからの情報と東京電力からの情報をもとに、震災の翌12日午前中に全町民避難を決断し、庁舎の気象観測データを参考に、南に位置するいわき市へ避難することを呼び掛けました。

こうした経験を踏まえて、次のような情報伝達広報や独自の観測の仕組みづくりに取り組めます。

①緊急情報伝達の仕組みの再構築

緊急情報の伝達及び広報システムとして、まず、重要な基幹システムである防災行政無線の災害復旧に取り組んでいます。

さらに防災行政無線の戸別受信機の全世帯への配布、町民各世帯に配布しているタブレット端末、構築予定のスマートフォンアプリを活用し、緊急時の情報伝達の手段を確保します。

また、町内にはラジオ難聴地域があり、いわき市にあるコミュニティFMを町内でも受信できるようにすることで、緊急時の備えとします。

②町独自の観測システム、観測体制等の強化

緊急時には、町独自の観測情報等があることにより、さまざまな判断において大きな役割を果たします。今回の災害では、庁舎の気象観測データがその一つでした。今後、放射線モニタリングの観測はもとより、近年頻発している集中豪雨時の雨量、地震で地盤が弱くなったことに伴う土砂災害の発生情報など、さまざまな情報を集約することで、災害対応や避難の判断に役立てることが出来ます。

③公共 Wi-Fi の整備

災害時は通信の混雑が予想され、多くの通信手段の確保が求められます。そのため、町内の避難所となるような箇所に公共 Wi-Fi を整備して、有事の際に迅速な情報の提供ができるように整備します。具体的な設置箇所については今後検討を進めることとしています。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼			
	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本格 復興期			
① 緊急情報伝達の仕組みの再構築							
② 町独自の観測システム、観測体制等の強化							
③ 公共Wi-Fiの整備							

(4) 原子力安全の確保

現在、国と東京電力では、事故のあった福島第一原子力発電所の廃炉・安定化に向けてさまざまな作業や取り組みを進めています。町民が安心して暮らせる環境を整えるためには、町としてもしっかりと対策を講じていくことが求められます。

①専門家による原子力施設の監視

福島第一・第二原子力発電所における取組状況や安全対策、さらにはこれらの作業が着実かつ計画的に実施されているか等を確認し、町の原子力防災対策について検証し充実させることが必要です。

そこで町では、有識者で構成される「檜葉町原子力施設監視委員会」を設置して、町独自の監視に取り組むこととし、随時、現場の視察、事業者と質疑応答を行い、その結果を検証し、町民へわかりやすく公表しています。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼
	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本 格 復興期
① 専門家による原子力施設の監視				

3-2) 災害に強いまちづくり

檜葉町では、堤防の高さをはるかに超える津波に襲われ、また避難に際して通行できない道路があり、激しい渋滞が起きました。このような教訓を踏まえ、避難道路等の体系化、堤防と道路による津波対策、津波被災地区の再生などにより、自然災害にも原子力災害にも強いまちづくりを目指します。

施策と取組項目

施 策	取組項目
(1)避難路・防災拠点等の体系的整備	①広域的避難ルートの体系的な整備 ②津波避難ルートの指定・整備 ③原子力災害に備えた防災拠点の整備 ④津波避難施設の整備
(2)津波被災地区の再生・津波に強い地区づくり	①津波防災地域づくり総合推進計画の作成 ②堤防の復旧、緩傾斜堤の導入 ③県道及びアクセス町道の復旧・整備 ④海岸防災林の整備 ⑤津波被災地区の地区別再生計画の策定・実施
(3)災害から町を守るための森林整備	①水源涵養、土砂災害防止等も踏まえた森林整備

(1) 避難路・防災拠点等の体系的整備

この災害で檜葉町では、町外への広域避難を強いられました。しかし、常磐自動車道は通行止めとなり、国道6号や整備途上だった浜街道も地震・津波で通行できない事態となりました。こうした中、避難に際して最後の命綱となったのが、国道6号と主要地方道いわき・浪江線を結ぶため町が整備を進めてきた「松ノ口・大坂線」です。南北に走る2つの道路をハシゴのように横につなぐ道路の有効性が実証されました。

また、地震・津波と原子力災害という複合災害の教訓からは、自然災害における避難場所の

確保、原子力災害において被ばく線量を最小限にするための屋内退避施設の確保、そうした災害対応の司令塔となるべき行政庁舎の機能維持など、公共施設を中心とする防災拠点としての機能整備の重要性が改めて認識されました。

①広域的避難ルートの体系的な整備

災害時における避難や緊急輸送のためには、いくつもの経路を選択肢として持ち得るよう、ハシゴ状の道路整備を基本とした道路の多重化が不可欠です。そうした観点から、町内の避難所への避難及び町外への広域避難を想定し、次のような避難ルートの確保、信頼性向上に取り組みます。

- 常磐自動車道に緊急開口部及び復興インターチェンジを整備
- 常磐自動車道、国道6号、県道いわき・浪江線へのアクセス路の強化
- 常磐道、国道6号の4車線化
- 浜街道の延伸（二線堤としても機能）
- 県道小埜上郡山線のバイパス整備

②津波避難ルートの指定・整備

津波避難ルートの原則は、まず少しでも早く高い場所に向かい、さらにより高い場所に向かって避難できる、というものです。そうした観点から、津波危険のある地域ごとに津波避難ルートを検討し、必要な整備に取り組みます。

また、津波避難においては、高台に向かう簡単な階段や、幅の狭い通路も貴重な避難ルートとなります。夜間も含めて避難ルートとして分かりやすくしたり、手すりを付けて足腰の弱った方にも上りやすくするなどという工夫を、地域の方とともに検討し、細やかな対策に取り組みます。

③原子力災害に備えた防災拠点の整備

楡葉南工業団地では、原子力災害時の地域における活動拠点であるオフサイトセンターの整備が進んでいます。このオフサイトセンターを災害時対応や平常時の訓練研修などでより有効に活用するため、Jヴィレッジに隣接し国道6号に面したエリアを、広域避難時の中継、医療・救護機能を備えた防災拠点として位置づけることとしています。（第2章 2-2)(3)参照）

④津波避難施設の整備

楡葉町の地形の特徴として、海岸から比較的近い場所に高台があることが挙げられます。このため津波避難においては、まず、そうした高台に避難することが基本となりますが、津波が地震後すぐに襲来するなどして逃げ遅れた場合に備え、緊急的に避難する津波避難施設の指定・整備なども必要です。

たとえば、緊急的な避難に利用できる築山などの高台を設置したり、将来、津波浸水危険区域に建物が建設される場合には津波避難ビルとしての性能を備えるよう協力要請します。また、建築基準法の災害危険区域として指定された地域で建物を建築する際には、津波避難ビルとしての性能を備えるよう誘導することを検討します。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼				
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期				
① 広域的避難ルートの体系的な整備								
② 津波避難ルートの指定・整備								
③ 原子力災害に備えた防災拠点の整備								
④ 津波避難施設の整備								

(関連施策)

- 公共施設の防災拠点機能整備 【5-2)(3)①】

(2) 津波被災地区の再生・津波に強い地区づくり

この災害で、楡葉町には 10mを超える高さの津波が襲来し、沿岸部の住宅、農地等は壊滅的な被害を受けるとともに、13 名もの方々が尊い命を失いました。将来にわたってこのような被害が起きないようにすることは、災害を経験した私たちが取り組むべき大きな課題です。

①津波防災地域づくり総合推進計画の作成

福島県による津波浸水想定をもとに、津波防災地域づくりを総合的に推進するための「楡葉町津波防災地域づくり総合推進計画」を策定します。この計画では、次のような事項を定め、事業の推進を図ります。

- 災害に強いまちづくりに向けた基本方針、推進計画区域の設定
- 海岸保全施設、津波防護施設*等の整備
- 市街地の整備改善の事業
- 避難路・避難施設等の整備

具体的には、恒久的に津波に強いまちづくりの実現に向けて、想定する津波に応じて次のような対策を実施します。

- 明治三陸タイプ地震規模の頻度の高い津波に対しては、人命・財産や種々の産業・経済活動、国土を守るため、沿岸部の景観に配慮しながら、粘り強い構造の海岸保全施設等により沿岸部及び、木戸川、井出川等沿川の防災を強化します。
- いつかは起こりうる可能性のある最大クラスの津波に対しては、海岸保全施設等と一体的に海岸防災林を整備するとともに、浜街道（県道広野・小高線）の盛土、避難路、避難施設の整備などのハード施策に加え、避難計画や防災教育などのソフト施策を総動員する「多重防御」の考え方で減災に取り組みます。
- 津波被災地区については、再度津波の被害を受けないよう、防災集団移転促進事業を

* 「津波防護施設」とは、津波浸水想定を踏まえ津波による人的災害を防止し、又は軽減するために都道府県知事又は市町村長が管理する盛土構造物、閘門、護岸及び胸壁（海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設であるものを除く。）をいう。

活用しながら浸水区域外への移転を促進し、コミュニティの再構築を図ります。

- 東日本大震災をはじめとする過去の災害からの教訓や知見を後世に引き継ぎ、災害に強い地域を形成していくため、避難目標となる緑地・緑道及びその管理用道路等において、防災の思想を場所に刻み込み、文化として定着を図ります。

②堤防の復旧、緩傾斜堤の導入

津波で大きく被災した防潮堤は、推進計画にもとづいて整備することとなります。県による検討の結果、檜葉町沿岸では、8.7mの高さの堤防整備が行われることとなりました。

この堤防整備にあたっては、津波被災地区住民の従前の堤防への不安の声、新たな海辺との関係性を構築することによる津波・高潮災害への意識の醸成、および国による河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の考え方^{*}などを踏まえて、南地区浄化センター以北については、緩傾斜堤としての復旧・整備が進められることとなりました。河川の護岸についても、必要なかさ上げ等の実施が予定されています。

③県道及びアクセス町道の復旧・整備

津波・地盤変動により大きな被害を受けた浜街道については、津波に対する二線堤としての役割も持たせ、津波被災箇所をかさ上げして木戸川の右岸河口に整備する海岸防災林、緩傾斜堤と一体的に整備することを県に要請します。また、それに伴って、浜街道に接続する町道の整備を行います。

④海岸防災林の整備

県による防潮堤の整備は数十年から百数十年の頻度で発生する規模の津波を想定したものであり、それを超えるような津波に対しては、道路等による二線堤や海岸防災林などの多重防御により内陸部への浸水被害などを抑制する「減災」対策によって対応することとなっています。

町では、緩傾斜堤と海岸防災林を一体的に整備する「減災」対策が重要と考えており、福島県防災緑地計画ガイドライン（平成24年11月）に沿って取り組むこととします。

⑤津波被災地区の地区別再生計画の策定・実施

町内では、波倉地区、下井出地区、北田地区、山田浜地区、前原地区に大きな津波被害が発生しており、復興計画の検討と並行して、これらの各地区・集落毎に町との意見交換の場を持ち、地区別の再生方針を話し合っています。

なお、より具体的な内容については、県の津波シミュレーション結果の公表に併せて「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画区域」（推進計画区域）の設定も踏まえて話し合いを進め、津波被災地区のコミュニティ維持・再生等に配慮した地区再生に取り組みます。

^{*} 国土交通省水管理・国土保全局「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き」平成23年11月

	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期		
① 津波防災地域づくり総合推進計画の作成						
② 堤防の復旧、緩傾斜堤の導入						
③ 県道及びアクセス町道の復旧・整備						
④ 海岸防災林の整備						
⑤ 津波被災地区の地区別再生計画の策定・実施						

(3) 災害から町を守るための森林整備

町の西側に広がる山林は、土砂の流出を防止する重要な役割を担うとともに、町に豊かな水をたたえる河川の源となっていますが、災害により、放射性物質で汚染されてしまいました。災害に強いまちづくりのため、そして、私たちが享受する水を守るためにも、町の山林を後世まで大切に、保全していく取り組みが求められます。

① 水源涵養、土砂災害防止等も踏まえた森林整備

町の西側に広がる山林については、本来、徹底した除染が望まれますが、実現には新たな技術開発などを待つ以外に有効な方策がないというのが実情です。そこで次善の策として、放射性物質を含む土砂等の流出や風倒木の発生を可能な限り抑止することが考えられます。そのためには間伐や搬出といった森林を守るために必要とされている活動、土砂の流出を防止する取り組みが有効と考えられます。町では、震災以降、松食い虫等の被害が甚大となっていることから、倒木等の除去に取り組んでいます。国・関係機関に対しては、森林保護等に必要な活動を取り組みやすくするための環境を整備し、森林を守る取り組みへの支援を要望していきます。

	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期		
① 水源涵養、土砂災害防止等も踏まえた森林整備						

(関連施策)

- 土地利用方針【第二章 2-1)】

3-3) 災害教訓の伝承・発信

私たちは、震災のつらく苦しい経験を決して無駄にすることなく、今後の防災・安全対策に活かさなければなりません。町民だけでなく、国内外の安全・安心な暮らしを守るためにこの災害を記録し、津波災害・原子力災害の教訓として伝承・発信します。

施策と取組項目	
施策	取組項目
(1)災害の記憶・教訓の見える化	①津波浸水エリア辺縁へのポール設置 ②津波高・浸水高のまちなか表示 ③避難路となった町道「松ノ口・大坂線」の教訓伝承
(2)災害・復興記録のとりまとめ、伝承	①町と町民に関する災害対応記録の継続的収集 ②災害記録誌の発行、復興情報の発信 ③追悼行事等の開催 ④まちなか体験型防災研修 ⑤原子力災害教訓伝承施設の誘致

(1) 災害の記憶・教訓の見える化

災害の記録や教訓は世代を超えて伝承していくことが必要です。そのためには、災害の記憶・教訓の見える化が有効です。ただし、経験者にとっては、それがつらい記憶であることも多いので、そうした点にも気を配りつつ、誰にでも分かりやすいものとしていくことが望まれます。

①津波浸水エリア辺縁へのポール設置

津波浸水エリア辺縁へのポールの設置を検討します。この範囲は、次に地震があった場合に津波から避難しなくてはならない大事な目安となります。地権者や近隣にお住まいの方の意向も伺いながら、取り組みを進めます。

②津波高・浸水高のまちなか表示

襲来した津波の高さを実感するためには、目に付きやすい場所に、それぞれの場所での津波高・浸水高などを表示することが有効です。

③避難路となった町道「松ノ口・大坂線」の教訓伝承

今回の原子力災害からの避難では、町道「松ノ口・大坂線」が整備されていたことが、重要な役割を果たしました。そうした教訓は形として残りにくく、失われがちです。今後、AR機能を活用するなどして、原子力防災に関する視察への対応も踏まえ、原子力災害からの

避難において道路の多重化が重要といった教訓を伝えていきます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼			
	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本 格 復興期			
① 津波浸水エリア辺縁への記念植樹							
② 津波高・浸水高のまちなか表示							
③ 避難路となった町道「松ノ口・大坂線」の教訓伝承							

(関連施策)

- ・ 天神岬公園「津波防災対策ビューポイント」整備【2-4】(2)①】

(2) 災害・復興記録のとりまとめ、伝承

過去に例のない地震津波災害と原子力災害との複合災害の経験と、これからの復興への取り組みを記録して情報発信していくことの重要性は言うまでもありません。正確な記録の作成、それらをもとにした効果的な情報発信を目指します。

①町と町民に関する災害対応記録の継続的収集

今回の災害については、さまざまな情報を記録する取り組みが全国で進められています。町もそうした取り組みを進める研究機関等と連携しながら、職員・町民等からの聞き取り調査をはじめとする、町だからこそできる情報収集・提供などに取り組みます。

また、これから直面するさまざまな未知、未経験の生活再建や心のケアなどについて、継続的に記録します。

②災害記録誌の発行、復興情報の発信

今回町が作成する記録は、国内外から注目されるものとなります。今後の原子力防災対策を検討する際の資料として利用されることも踏まえ、正確性も求められます。すでに町では、今回の災害の記録誌として、「檜葉町災害記録誌～語り継ぐ震災、築く未来へ」第1編を発行し、引き続き、第2編の発行を予定しています。

今後はこれら記録誌の内容を、学校用教材、自主防災組織育成用教材、ホームページを通じた災害記録の発信などにも活かします。また、復興の歩みを記録した「災害復興誌」の発行についても、引き続き検討していきます。

③追悼行事等の開催

この災害を町の歴史のひとつとして決して忘れないために、地震・津波が発生した3月11日や、避難指示が解除された9月5日を、檜葉町にとって特別な日と位置づけます。東日本大震災と原子力災害に伴う避難などで亡くなられた方を追悼・慰霊する行事や、町の復興を祈念する行事を催して、将来にわたって語り継いでいきます。

④まちなか体験型防災研修

現在、各地で原子力防災対策の見直しが検討されています。町では、今回の災害対応の記

録などをもとに、視察の要請などに応えていくことも、重要な責務と考えられます。そのためには、一定の講習・研修のできる環境、資料等の展示や保管、的確に質疑応答のできる人材、生の声で災害を伝える語り部などが必要となります。

町の中で見ることのできるさまざまな災害の跡を組み合わせて、また、人材は町民や事業者の協力を得るなどして、町中の人・もの・情報の資源を活用した「まちなか体験型防災研修」を運営することを検討します。

また、コンパクトタウンに整備予定の交流館や既存の資料館などを活用して、被災経験とそこから得られた教訓を将来にわたって伝える貴重な資料の収集・蓄積に努め、アーカイブとしての機能を持たせることなども検討します。

⑤原子力災害教訓伝承施設の誘致

国内では過去に例のない原子力災害の教訓は、国内外に向け、世代を超えて語り継ぐことが必要です。そしてその役割は、まさに地震・津波を引き金として放射性物質の放出を引き起こした原子力発電所の立地する、浜通り地方が担うべきと考えます。今後、国・県などに対し、この災害の教訓を伝承する施設の設置を強く働きかけるとともに、双葉郡内の広域的な連携の下、誘致に取り組めます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期
① 町と町民に関する災害対応記録の継続的収集				
② 災害記録誌の発行、復興情報の発信 災害記録誌のとりまとめ				
③ 追悼行事等の開催				
④ まちなか体験型防災研修				
⑤ 原子力災害教訓伝承施設の誘致				

4. 絆を保ち、被災生活を乗り切る

4-1) 長引く避難生活への対応

避難指示が解除された後も、さまざまな理由からすぐには帰町できず、住み慣れたふるさとを離れての避難生活で苦労を重ねている町民がいます。その現状や町民のニーズを把握して、必要な情報提供、生活支援などを強化していきます。

施策と取組項目

施策	取組項目
(1)生活再建支援のための実態把握	①生活実態調査、意向調査 ②被災者カルテの整備・活用 ③タブレット端末等を活用した情報提供・把握 ④家屋被害調査、り災証明発行
(2)仮設住宅・借上住宅における心身の健康管理	①実態調査、巡回訪問等による支援 ②避難生活の健康維持と生きがいづくり
(3)避難先における教育の確保・子育て支援	①避難先での仮設校舎・園舎整備 ②送迎手段の確保 ③区域外就園費用の補助、保育料の減免 ④サポートセンターや仮設こども園を通じた子育て支援
(4)生計維持・確保の支援	①就労相談、復旧・復興関連の雇用創出 ②仮設店舗等における事業再開の支援 ③税や利用料等の各種減免
(5)生活交通の確保	①復興支援バスの運行

(1) 生活再建支援のための実態把握

避難されている町民に対する生活再建支援にあたっては、まずその実態を正確に調査して、さまざまなニーズを把握していくことが必要です。被災者のニーズは時間とともに変化していることから、これまでと同様に調査を継続的に実施し、その履歴をしっかりと管理することで、手厚い支援に結び付けます。

①生活実態調査、意向調査

町では、これまで「檜葉町復興のための町民アンケート」「檜葉町高校生世代の意識調査」などの各種調査を実施したほか、復興庁・県と合同で継続的に調査を行い、町民の避難生活

について実態を把握してきました。今後とも、このような調査を継続的に実施し、さまざまな課題を抱える町民のニーズなどを把握していきます。

②被災者カルテの整備・活用

町は震災後、生活実態調査や意向調査のほか、被害調査などの結果や各種支援の利用状況など、住民から聞き取った情報をとりまとめた「被災者カルテ」のシステム整備を行いました。今後、これをさらに活用して全体の傾向把握・課題抽出を行い、町民への的確な情報提供、相談対応や、被災世帯の生活再建、住宅再建支援のための施策立案を進めていきます。

③タブレット端末等を活用した情報提供・把握

町ではこれまで、町民と町とが双方向で情報をやり取りできる「タブレット端末」を配付し、町からのお知らせやイベント情報を発信する電子回覧板のほか、行政区単位での放射線量などの情報の配信やアンケート等に活用してきました。

今後、タブレット端末の更新時期を迎えるため、よりきめ細やかな情報提供を行うことを目指して、スマートフォン・アプリの開発等を行い、段階的により良い仕組みを利用できるようにしていきます。

④家屋被害調査、り災証明発行

家屋等の被害調査は、国による解体の申請期間完了に合わせ、おおむね終了しています。しかし、り災証明の発行に関しては、「住まいの復興給付金」の申請などに際して必要な場合があることから、今後ともニーズがある限りは受付を継続します。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼			
	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本格 復興期			
① 生活実態調査、意向調査							
② 被災者カルテの整備・活用							
③ タブレット端末等を活用した情報提供・把握							
④ 家屋被害調査、り災証明発行							

(2) 仮設住宅・借上住宅における心身の健康管理

慣れない仮設住宅や借上住宅での生活の中で、体調を崩したり、持病が悪化したという町民が少なくありません。避難中の生活を少しでも健康的に送り、元気に町へ戻れる日が迎えられるよう、心身の健康管理にしっかりと取り組みます。

①実態調査、巡回訪問等による支援

これまで町では、仮設住宅連絡員、生活支援相談員、民生児童委員、保健師、地域包括支援センターなどにより、実態調査と定期的な巡回訪問を行い、支援を要する町民に対し、継続的な支援を実施してきました。また、県内外に避難した町民への支援についても、避難先の市町村、関係団体と連携を図ってきたところです。

避難が長期化する中で、県外から県内（特にいわき市等）へ戻った町民も少なくありません。また避難指示が解除されたことで、今後、町民の居住分布がさらに変化する可能性があります。このため、避難先での実態調査・巡回訪問等は、町民の居住分布に合わせて適切に人員を配置しつつ継続していきます。

②避難生活の健康維持と生きがいづくり

避難生活の中でも、健康を維持し、暮らしに生きがいをもたらすため、これまでJヴィレッジによるフィットネスジム（仮設）や元気あっぷ教室等による運動の機会や男めし、もろもろ塾など、男性の参加を促す機会を提供してきました。このような場集まることで町民同士の交流が生まれ、コミュニティの維持・形成に大きな効果があったと思われます。

今後とも、希望する町民から徐々に帰町することができるよう、これらの健康維持・生きがいづくりを継続的に実施します。その際には、楡葉町内で集まる機会や活動する機会を増やすなどして、帰町に向けた気運づくりにも取り組みます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼			
	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本 格 復 興 期			
① 実態調査、巡回訪問等による支援							
② 避難生活の健康維持と生きがいづくり Jヴィレッジフィットネスジムの開設 元気あっぷ教室等							

（関連施策）

- 健康管理システム（心と身体健康カルテ）の整備【5-5)(1)④】
- 帰町・生活再建に向けた相談体制の整備・強化【4-3)(1)⑤】

（3）避難先における教育の確保・子育て支援

避難先では、環境の変化に伴い、子どもにも親にも、大きなストレスがかかります。親が安心して育児ができ、子どもが健やかに育つように、さまざまな面で、きめ細やかな目配りと配慮が必要です。

①避難先での仮設校舎・園舎整備

町では、平成24年4月からいわき市内の施設を借上げた仮校舎で、平成25年1月からは新たに建設した仮設校舎で、小中学校の授業を行ってきました。また、こども園については、平成25年1月から新たな仮設園舎で再開しました。

町内での小中学校・こども園の再開については、学校再開検討委員会を設置して検討した結果、再開時期を平成29年4月と決定しました。いわき市内の仮設校舎・園舎については、これを目途に閉校・閉園する予定です。

②送迎手段の確保

これまで、遠方から仮設校舎・園舎へと通う子どもたちのために、送迎手段（通学・通園手段）

を確保してきました。

避難指示が解除されたことにより帰町した子どもたちが、仮設校舎・園舎へ通う際の送迎手段についても、これを確保していきます。

③区域外就園費用の補助、保育料の減免

これまでも実施してきた区域外就園費用の補助、保育料の減免を継続し、避難先における経済的な負担を軽減します。また、本格復興期に向けて、帰町した後のこども園入園費用等についても減免を検討し、ふるさと楢葉での子育て支援策の充実を図ります。

④サポートセンターや仮設こども園を通じた子育て支援

いわき市・会津美里町に設置したサポートセンター及び仮設こども園では、子育て支援として高齢者との交流、子どもの遊び、親同士の交流・相談、放課後の子どもの学習・遊び、一時保育などを行っています。

今後とも、子育て中の親が、子育てを楽しみながら子育て力を養い、自信を持って子育てができるよう、気軽・自由に利用できる場所を開放するなど、親同士が交流する機会を作ります。また、育児を含めた子育ての悩み解決の一助となるハンドブックを作成・配付するなど、町の宝である子どもを育てる町民の支援を推進します。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼					
	準備 第1期	準備 第2期	帰町期		本格 復興期				
① 避難先での仮設校舎・園舎整備 仮校舎での楢葉小中学校の再開 仮設校舎での楢葉小中こども園再開									
② 送迎手段の確保									
③ 区域外就園費用の補助、保育料の減免 区域外就園費用の補助・保育料減免 帰町時のこども園入園費用等の減免									
④ サポートセンターや仮設こども園を通じた子育て支援 サポートセンターによる子育て支援 仮設こども園での子育て支援									

(4) 生計維持・確保の支援

さまざまな事情から当面は帰町できない町民にとっては、引き続き、避難先で就労し生計を維持することが必要です。就労等によって生計を維持していくことは、精神面の安定や、生きがいといった面でも大事な取り組みです。

①就労相談、復旧・復興関連の雇用創出

これまで、国の緊急雇用創出基金事業「震災対応事業」及び県の「絆づくり応援事業」を活用して、失業者の募集を実施してきました。これらの事業は終了が見込まれますが、今後とも新たな事業等を活用して雇用を創出し、かつ町民の避難生活や帰町を支えるための取り組みを継続します。

また、避難指示の解除に伴い町へ進出する企業等への就職あっせんを積極的に行うとともに、地域の諸課題やさまざまな事情で帰町を見合わせる町民への支援などといった社会的事業（ソーシャルビジネス）についても積極的に雇用につなげるよう取り組みます。

②仮設店舗等における事業再開の支援

町内で事業を営んでいた工場・店舗などについては、商工会など関係団体と連携しつつ、各種制度を活用した避難先での事業再開を支援してきました。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構からは、現在、期限付きで仮設工場・仮設店舗が貸与されています。

避難指示解除に伴い、これら仮設工場・仮設店舗の貸与期間も終了することが見込まれていることから、今後、町の復興や町民の帰町などの状況を考慮しつつ、町内・外での本格的な事業再開に向けた支援を行っていきます。

③税や利用料等の各種減免

避難生活を少しでも支援するため、国・県・町は各種の税金や料金等の減額や免除、支払期限の延長等、これまでの大災害の中でも最大限可能な措置を実施しています。町では、避難指示解除後にも、可能な限りそうした各種減免措置の継続に対する支援を国・県に要請し、町民がそれぞれ生活再建を果たすまでの負担軽減を図ります。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼			
	準 備 第1期	準 備 第2期	帰町期	本 格 復 興 期			
① 就労相談、復旧・復興関連の雇用創出							
② 仮設店舗等における事業再開の支援							
③ 税や利用料等の各種減免							

(5) 避難先における生活交通の確保

避難先では、これまで近所づきあいをしてきた友人・知人と離ればなれになり、自家用車を運転できない人々にとっては、往き来することすら難しい状況となっています。また、避難指示の解除に伴い、すでに帰町した方だけでなく、帰町準備のためにたびたび町へ行く方などが増え、交通手段に対するニーズが高まることが予想されます。

日々の生活のためにも、家屋などの保全や帰町準備のためにも、交通手段の確保が必要です。

①復興支援バスの運行

これまで、双葉郡内町村とも協力しながら「復興支援バス」を運行して、避難生活上の交通手段を確保し、避難先での町民同士の交流をしやすくするとともに、帰町に向けた準備などのため町内へ立ち入る際の交通の便を確保してきました。今後とも、当面の間これを継続するとともに、避難先から檜葉町内まで運行する町民バス（特別ルート）、JR常磐線を利用する町民の町内交通手段となる町民バスの運行などを行っていきます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼					
	準 備 第1期	準 備 第2期	帰町期		本 格 復 興 期				
① 復興支援バスの運行 復興支援バス運行事業									

4-2) コミュニティの維持・再構築

町民の避難先は各地に分散し、これまでのご近所づきあいなどが失われています。情報や交流機会の提供などを通じて、避難している町民同士のつながりを保ち、避難先での新たなコミュニティづくり、従来のコミュニティの再構築を進めます。

施策と取組項目

施策	取組項目
(1)避難中のコミュニティ維持・交流機会の確保	①町民同士の交流の機会確保・コミュニティ維持の支援 ②サークル活動、生涯学習の活性化

(1) 避難中のコミュニティ維持・交流機会の確保

町民それぞれが生活再建を果たす上では、同じ境遇にある被災者同士や古くからのご近所同士、同窓生・同級生のつながり、各種サークル活動などで培った友人が、大きな心の支えとなります。避難先であってもこうしたコミュニティを維持し、交流の機会を設けることで、心の緊張を解きほぐし、笑い合い、ほっとするひとときを持つことが必要です。

①町民同士の交流の機会確保・コミュニティ維持の支援

避難中の町民同士が集まって震災によって生じた不安を解消し、この場で元気に生きるという意識が持てるよう交流の機会を設けたり、避難中の町民による自主活動の応援やサポートセンターでの活動等によりコミュニティの再生・構築に取り組んできました。いわき市・会津美里町に設置したサポートセンターは、子どもからお年寄りが自由に利用できる、さまざまな世代の交流の場となっています。

また、行政区におけるコミュニティの維持・再生を図るため、町民の主体性を引き出しつつ、行政区のコミュニティ活動に対するさまざまな支援を行います。

②サークル活動、生涯学習の活性化

サークル活動、生涯学習などによるつながりの維持、構築、人育てのため、成年セミナー、こども教室などを実施するとともに、町民の自主的活動を活性化し、生活再建への力を養うための取り組みを行ってきました。避難指示解除により檜葉町内での活動もできるようになったことから、今後は、たとえば檜葉南小学校の校舎などを活用するなど、これらの活動を町内でも推進していきます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼				
	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本格 復興期				
① 町民同士の交流の機会確保・コミュニティ維持の支援								
② サークル活動、生涯学習の活性化								

(関連施策)

- 避難生活の健康維持と生きがいづくり【4-1)(2)②】
- 生涯学習環境の再生による自助自力の力強い人材育成【1-1)(3)】

4-3) 円滑な帰町に向けた支援

避難指示の解除後も、長期にわたる避難生活を終えてふるさとでの暮らしを再開するためには、さまざまな準備が必要です。

暮らしに不可欠な各種サービスの復旧・再開のみならず、帰町後も安心して暮らすことができるようきめ細やかに配慮することで、帰町を希望する町民が無理なく帰ることができる環境を整えます。

施策と取組項目

施策	取組項目
(1)生活再開の環境整備	①野生化した家畜やペット、害獣・害虫への対応 ②災害ごみ等への対応 ③行政機能、行政サービスの再開 ④民間の各種サービス再開要請・支援 ⑤帰町・生活再建に向けた相談体制の整備・強化 ⑥いわき市コミュニティ FM のエリア化

(1) 生活再開の環境整備

長期化した避難生活を終えて帰町するためには、暮らしに必要な環境を取り戻すためのさまざまな対応が必要となります。帰町期における町民の帰還をよりいっそう促進するために、次のような取り組みを進め、安心して暮らしを再開できるようにします。

①野生化した家畜やペット、害獣・害虫への対応

避難の長期化に伴い、野生化した家畜やペット、害獣・害虫の発生などが問題となり、これまで捕獲・駆除などを行ってきました。今後も、町民が安心して帰町できるよう、害獣の駆除などについて取り組みを進めます。また、野生化した牛を捕獲して埋却処分していることから、早急にこれを最終処分するよう国に要請していきます。

②災害ごみ等への対応

帰町を進めていく中では、各町民による自宅等の清掃・片づけとともに大量の災害ごみが発生します。これまで、それらの災害ごみについては、国（環境省）による処理が行われてきました。今後ますます町民の帰町が進むと見込まれる帰町期においても、引き続き国によるごみ処理を要請し、町民の帰町を後押しします。

③行政機能、行政サービスの再開

これまで、庁舎の復旧や復興 GIS をはじめとする情報システムなどの高度化に取り組むとともに、徐々に役場機能を町内に戻す取り組みを続け、現在はほとんどの課が本来の役場に

において執務を行っています。今後とも、町民の帰町の状況に応じた職員の配置を進めつつ、しばらく帰町を見合わせる町民への対応にも支障を生じさせないように、いわき市・会津美里町の出張所における体制も整えていきます。

④民間の各種サービス再開要請・支援

買い物をはじめとする暮らしの環境については、避難指示の解除を受けて、医療・介護、商業、サービス業、金融（郵便局・銀行など）等の営業が徐々に再開しています。今後とも、各事業者に再開を要請するとともに、その支援に取り組みます。

⑤帰町・生活再建に向けた相談体制の整備・強化

町民の帰町・生活再建に向けた各種相談に応じるため、日ごろ町民に身近に接し、町民との連絡調整や各種相談等にあたる生活支援相談員と専門家・コーディネータなどで構成する相談体制を整備・強化します。生活支援相談員の積極的な訪問相談活動と、各分野の専門家による町民の疑問・要望への対応により、生活再建上の課題を解決したり、放射線に対する不安の低減を図り、安心・円滑な生活再建に結びつけます。

また、町民に丁寧なきめ細やかな相談対応ができるよう、研修などを通じて生活支援相談員などの人材育成を図っていきます。

(図 帰町生活再建に向けた相談体制)

⑥いわき市コミュニティ FM のエリア化

当面、いわき市と楢葉町の二地域で居住する町民が多くなることや、いわき市との経済的、文化的なつながりが震災前よりも強まっていることから、町内におけるラジオの聴取環境を改善し、いわき市の身近な情報を帰町した町民に届けることのみならず、町の情報をいわき市に居住する町民やいわき市民にも発信することができるよう、いわき市のコミュニティ FM のエリア化に取り組みます。

H24夏

H26春

H27.9

H29春

	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本格 復興期			
① 野生化した家畜やペット、害獣・害虫への対応							
② 災害ごみ等への対応							
③ 行政機能、行政サービスの再開							
④ 民間の各種サービス再開要請・支援							
⑤ 帰町・生活再建に向けた相談体制の整備・強化							
⑥ いわき市コミュニティFMのエリア化							

4-4) やむを得ず帰町をしばらく見合わせる町民への支援

放射線の影響に対する不安、仕事や学校の都合などにより、すべての町民が避難指示解除後すぐにふるさとに戻れるとは限りません。

さまざまな事情からやむを得ず帰町をしばらく見合わせる町民も、ずっと檜葉町民として暮らせるよう、特例的な措置の設定・延長を強く要望し、継続的に支援します。

施策と取組項目

施策	取組項目
(1)町外の町民とのつながりの継続	①原発避難者特例法の延長等に関する要請 ②ふるさと情報の発信 ③町外の町民が集まる機会づくり
(2)町外に住む町民の健康管理、心身のケア	①遠隔地居住者の検診機会の確保
(3)町内の家屋等の保全、管理	①家屋等の維持管理支援 ②空き家・空き地バンク事業による空き家活用

(1) 町外の町民とのつながりの継続

避難指示が解除されてもすぐには戻れず、「いつか戻りたい」と考えている町民は少なくありません。今の時点ではしばらく帰町は難しいと考えている方、すでに新天地での生活再建を考えている方、家族を残して単身で帰町を考えている方など、避難中の町民の気持ちはさまざまです。町は、いつかは戻りたいと考えている町民の方々への支援にも取り組みます。

①原発避難者特例法の延長等に関する要請

原発避難者特例法^{*}の制定により、現在町外に避難している檜葉町民は、住民票を移さないまま避難先の自治体で教育や福祉のサービスを受けることができます。また避難している町民と町をつなぐ取り組みに対しても支援の仕組みがあります。

この制度によって避難先でも町と同様に教育や福祉を受けられることはもとより、檜葉町民であることを意識し続けることで、厳しい避難生活を乗り越える一助となることが望めます。町では、この大事な制度が、避難指示の解除後も、一定の期間、継続されることを国に要望します。

②ふるさと情報の発信

まちのレポーターを養成したり、学校と連携した情報の制作、発信に取り組むなどして、

^{*} 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）

町の風景やイベント映像、帰町した町民の声などを「ふるさと檜葉」の情報としてきめ細かく発信していきます。情報発信に際しては、配付した「タブレット端末」をはじめ、今後開発するスマートフォンアプリや、震災を契機に一段と普及が進んだフェイスブックやツイッター、さらには町公式ブログ「こころ、つなぐ、ならは」などを活用するほか、各地区の手作りニュースなどにより、年齢・性別にかかわらず多くの方が楽しめるものを目指します。

なお、こうしたふるさと情報の制作・発信は、将来にわたる新たなまちづくりの記録、この災害からの復興の記録にもなっていくことが期待されます。

③町外の町民が集まる機会づくり

しばらく帰町を見合わせる町民が、互いに避難生活を支えつつ町とのつながりを保つため、避難先の町民同士が集う機会として、町外での「サロン」を開催しています。「サロン」には町の職員などが出向き、町の近況や帰町者の情報、各種支援情報を伝えたり、要望などを伺う機会としています。

今後とも、町民自身の企画による集まる機会づくりの取り組みや、全国のNPOなどに呼び掛けて、檜葉町からの避難者の集まりを催していただく際の支援や、そうした場に職員を派遣するなどの取り組みを続けていきます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼			
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期			
① 原発避難者特例法の延長等に関する要請							
② ふるさと情報の発信							
③ 町外の町民が集まる機会づくり							

(2) 町外に住む町民の健康管理、心身のケア

町では、これまでもさまざまな機会を通じて、町民の健康を維持・向上するための取り組みを行ってきました。帰町をしばらく見合わせる町民の方々もまた、一人一人が大切な檜葉町民です。その健康を見守り、避難先でも元気に明るく暮らしていくことができるよう支援することは、町としての責務と考えます。

①遠隔地居住者の健診機会の確保

現在、避難している町民の健康診断については、関係団体等の協力を得て、県外の遠隔地に避難している町民も含め、健康診断を実施しています。帰町をしばらく見合わせる町民の健康診断についても、引き続き、町としての健康診断を行って、町民全体の健康管理に役立てます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼			
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期			
① 遠隔地居住者の健診機会の確保							

(関連施策)

- 心のケア（心の復興）対策【5-5)(1)②】

(3) 町内の家屋等の保全、管理

さまざまな事情によりしばらく帰町を見合わせる町民の中にも、やがては町へ戻りたいという希望を持つ方は少なくありません。遠方に避難しながら空き家となった我が家を管理することは大きな負担となる場合もあるでしょう。また、家族のうち、まず高齢者だけが帰町する世帯では、家の維持・管理に手伝いも必要です。一方で、今後町が復興していく過程では、新たに住宅を必要とする方も出ることが予想されます。家屋等にあまり被害がなく、適切に保全することが有効な場合には、帰町をしばらく見合わせる方の住宅を活用して、こうしたニーズに応えることも可能となります。

①家屋等の維持管理支援

まちづくり会社「ならはみらい」において、留守宅や、高齢者のみ世帯となる住宅について、草刈りなど生活環境を維持するために必要な作業をお手伝いする「生活支援サービス事業」に取り組みます。

②空き家・空き地バンク事業による空き家活用

町の復興にあたって、まちづくり会社「ならはみらい」による空き家・空き地バンク事業を活用し、空き家・空き地の物件情報を提供して借り主へとつなげます。空き家を賃貸住宅として利用することで、適正な管理・利用がなされ、財産的な価値、賃貸等による収入、将来的な帰町時の住まいとなることなどが期待されます。こうした取り組みは、空き家として放置される家屋を減らすことにもつながり、地域の安全や景観などにとっても重要な取り組みとなると考えられます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼			
	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本格 復興期			
① 家屋等の維持管理支援							
② 空き家・空き地バンク事業による空き家活用							

4-5) 町の将来を担う子どもたちへの対応

子どもたちは、ふるさとの将来を担う町の宝です。これからの檜葉の主人公として、その気持ちを大切にしつつ育んでいくことが必要です。

子どもたちの心身の健康を最優先に考えて、放射線の影響についてはとくに慎重な対応をとります。また、友だちとの絆を保ち続けるなどして、被災生活の負担をできる限り軽減する対応を図ります。

施策と取組項目

施策	取組項目
(1)子どもの学習・教育の充実	①家庭学習・放課後学習の支援 ②新たな就学支援
(2)子どもたちの心の復興	①小中学生等の交流事業
(3)小児医療や健康管理体制の充実	①子どもの医療費・検診費用の無料化 ②子どもの心身の健康診査・相談の実施 ③檜葉町独自の母子健康手帳の交付

(1) 子どもの学習・教育の充実

原子力災害からの長期避難という環境のなかでは、ふだんにも増して子どもたちの健康、発達を支えるとともに、子どもを持つ家庭を支援することが必要となっています。町の宝である子どもたちの豊かな将来に向けて、学習・教育面でも、次のような取り組みを推進していきます。

①家庭学習・放課後学習の支援

子どもたちが心身ともに成長するためには、学校教育ばかりではなく、家庭内での地道な学習を継続し、学ぶことの楽しさを身につけていくことが必要です。これまでも、NPO、ボランティアの協力を得て家庭学習・放課後学習の支援を行っており、今後とも、これを継続できるよう連携を図ります。また、避難で生じた生活環境の変化を踏まえ、パンフレットなどの作成・配布を通じて、学力向上につながる基本的な生活習慣と家庭学習の定着を図ります。

②新たな就学支援

震災以降、従来の就学支援を拡充させた震災児童生徒の就学費援助を実施していますが、今後は、新たな給付型奨学基金の設置など、将来にわたって子どもたちの就学支援を継続するための仕組みについても検討を進めていきます。

この災害を受けて町を離れ遠方の学校に通う子どもたちにも、ずっと「檜葉っ子」であっ

てもらいたい。この思いを実現するため、子どもたちの就学支援の充実を目指します。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼			
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期			
① 家庭学習・放課後学習の支援							
② 新たな就学支援 震災児童生徒就学費援助							

(関連施策)

- 避難先における教育の確保・子育て支援【4-1)(3)】

(2) 子どもたちの心の復興

長期にわたる避難生活の中、いわき市と会津美里町をはじめ全国各地で就学する檜葉の子どもたちは、苦勞しながらも徐々に避難先での暮らしに慣れ、新しい友人関係などを築いてきました。これから徐々に帰町が進む中で、町へ帰る子どもが町外の新しい友人とのつながりを保ち、またしばらく帰町を見合わせる子どもが帰町する友人とも変わらずに友情を育めるよう、子どもたちの心の復興にはさらなる配慮が必要です。

①小中学生等の交流事業

これまで実施してきた檜葉小中学生の再会イベント等を発展させ、檜葉の子どもたちを中核として、各地から子どもたちが町に集まり交流を深める事業等を進めていきます。また、震災を契機につながりが生まれた長崎県吉崎市との交流のように、修学旅行などを利用した交流事業を実施し、他地域との新たな交流活動を展開していきます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼			
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期			
① 小中学生等の交流事業							

(関連施策)

- 心のケア（心の復興）対策【5-5)(1)②】

(3) 小児医療や健康管理体制の充実

放射線の影響は、小さな子どもたちほど心配です。また、避難や帰町による生活環境・家庭環境の変化なども、子どもの心と身体に影響を与えることでしょう。このため、子どもたちのための医療や健康管理体制の充実に向けて、以下のような取り組みを推進します。

①子どもの医療費・検診費用の無料化

県とともに、18歳までの医療費について無料化を行います。また、検診体制を強化し、甲状腺検査等の子どもの被ばくに関する検査については無料化を図ります。

②子どもの心身の健康診査・相談の実施

子どもを持つ町民を支援するため、栄養士、医師、心理士などの専門スタッフが対応する学習・相談の機会をつくります。避難指示解除に伴い、今後は、乳幼児検診などを町内でも実施できるよう、各方面と調整しつつ準備していきます。

③ 檜葉町独自の母子健康手帳の交付

母子手帳は、最初に交付された自治体のものが一生使われます。子どもと親、町の3者が将来にわたってつながるための「目に見える絆」として、震災後に町独自の母子健康手帳を作成しました。今後とも、新たに交付する場合や希望者に継続配布していきます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼			
	準 備 第1期	準 備 第2期	帰町期	本 格 復 興 期			
① 子ども医療費・検診費用の無料化							
② 子どもの心身の健康診査・相談の実施							
③ 檜葉町独自の母子健康手帳の交付							

(関連施策)

- 子どもたちが利用する施設の重点的な除染【5-1)(2)】

4-6) 原子力災害のもたらす経済的被害の回復

私たちが復興のスタートラインに立つうえで、原子力災害のもたらした被害に対する適切な賠償は不可欠です。

国及び東京電力に対する賠償請求支援の体制を確立し、原子力災害と避難生活に伴う経済的被害を回復して被災前の暮らしを取り戻します。

施策と取組項目

施策	取組項目
(1)賠償請求の支援	①損害賠償に係る支援 ②要望活動等の実施

(1) 賠償請求の支援

長期の避難を強いられることなどによる影響・被害は、その時間の長さに応じて累積的に増加します。つらい状況を乗り越え、早急に自立した生活再建への第一歩を踏み出す足がかりをつけるためには、町民が適切かつ迅速にその損害に対する賠償を受けることが必要です。

①損害賠償に係る支援

損害賠償の内容は一人ひとり、事情が異なります。

町では、震災後に設置した「生活支援課」の担当業務として「損害賠償支援業務」を位置づけ、町民の賠償請求の相談にきめ細やかに応じるとともに、法テラスふたばをはじめ適切な相談機関の紹介や的確に情報を周知するなどの取り組みを行ってきました。今後とも、帰町・生活再建に向けた相談体制の整備・強化を通じて、生活支援相談員の訪問活動と専門家などのアドバイスにより、町民が必要とする損害賠償手続きの支援を行っていきます。

②要望活動等の実施

県原子力損害対策協議会への参画を通じ、損害賠償に関する郡内での意見集約や要望活動に取り組みます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期
① 損害賠償に係る支援				
② 要望活動等の実施				

(関連施策)

- 帰町・生活再建に向けた相談体制の整備・強化【4-3(1)⑤】

5. 安心して暮らせる環境を作り出す

5-1) きめ細やかな除染

旧警戒区域内については、国の責任で除染が行われます。しかし、本当に心から安心できる暮らしを取り戻すためには、単に国に任せるだけでなく、その状況をしっかりと見守り、必要な措置を要請するという積極的な取り組みが必要です。

施策と取組項目

施策	取組項目
(1)国による除染の推進	①除染作業の検証 ②きめ細やかな除染のための対応体制整備
(2)子どもたちが利用する施設の重点的な除染	①学校・こども園等の重点的な除染
(3)仮置場の安全・安心	①仮置場の安全管理

(1) 国による除染の推進

楡葉町は、全域が「放射性物質汚染対処特措法」に基づく除染特別地域に指定されており、国による土壌等の除染が行われています。この対応を、町民の理解と納得を得ながら、より円滑に進めていくことは、安全・安心な暮らしを取り戻す上で不可欠です。このため町としては、今後とも以下のような取り組みを通じて、国による除染に積極的に関わり、その推進に努めます。

①除染作業の検証

国による除染作業においては、過去に不適切な対応が発覚して問題となった経緯などがあり、町民の間には未だに不信感が残っています。町は、除染作業が適切に実施されるよう、国に要請するとともに、専門家からなる「楡葉町除染検証委員会」を設置して、国による除染の効果を分析・評価しています。

②きめ細やかな除染のための対応体制整備

町民が心から安心できる環境を作り出す上では、町民の視点に立つ、よりきめ細やかで丁寧な除染作業が必要です。町民が気がかりを感じる箇所、さらなる除染を希望する箇所については、環境省が相談窓口を設置して、町民の要望に応じて「気がかり調査」を実施しています。また、事後モニタリング結果や気がかり調査でフォローアップ除染対象とならなかった場合についても、環境美化活動が行われています。

町では、今後ともこのような取り組みを継続し、原子力災害からのふるさと再生に向け、

きめ細やかな対応を推進していきます。

		H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼					
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期						
① 除染作業の検証										
② きめ細やかな除染のための対応体制整備										

(2) 子どもたちが利用する施設の重点的な除染

町の将来を担う子どもたちが安心して町で暮らし、元気な明るい声を聞かせてくれる環境を取り戻すためには、学校・こども園をはじめ子どもたちが利用する施設の除染をとくに重点的に行うことが必要です。

①学校・こども園等の重点的な除染

檜葉町内の除染活動はすべて国によって行われ、学校・こども園も例外ではありません。町としては、国に対して、とくに子どもたちの利用する施設等の徹底した除染を求めるとともに、その状態を確認するため、町独自でこども園や檜葉南小学校周辺の歩行サーベイを行って放射線量を測定しています。

今後とも、学校・こども園周辺の歩行サーベイを継続的に実施し、その情報を積極的に公開して、子どもを持つ町民の安心につなげていきます。

		H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼					
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期						
① 学校・こども園等の重点的な除染										

(3) 仮置場の安全・安心確保

国による除染作業の結果、町内各所に仮置場が設置されています。これら仮置場の安全性をしっかりと監視し、安心につなげることが必要です。

①仮置場の安全管理

除染廃棄物の仮置場については、モニタリングポストを設置して継続的に放射線量を測定したり、町民自らが仮置場の監視や放射線の測定に取り組んでいます。

仮置場は、当初の予定を超えて保管が長期化することが懸念されることから、保管環境に劣化がないかなど、引き続き、しっかりと監視を継続していきます。

		H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼					
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期						
① 仮置場の安全管理										

5-2) インフラ復旧等による生活基盤の回復

地震と津波によって、生活の基盤を支えるインフラは相当な被害を受けましたが、町民の帰町時期に合わせた取り組みの結果、上下水道、公共施設など多くのインフラ施設の復旧におおむね目途が立ち、暮らしに必要な生活基盤の回復が図られています。

施策と取組項目	
施策	取組項目
(1)交通の復旧・復興	①道路網の復旧 ②町の復旧・復興に合わせた鉄道復旧 ③鉄道・道路の連携による町内・郡内交通の充実
(2)ライフライン（上下水道、電力、ガス、通信等）の復旧	①上水道の復旧・放射性物質のモニタリング ②下水道施設の復旧 ③合併処理浄化槽の復旧支援 ④汚水・汚泥対策 ⑤電力、ガス、通信施設等の復旧要請
(3)公共施設の復旧・復興	①公共施設の防災拠点機能整備 ②小中学校の復旧・耐震化

(1) 交通の復旧・復興

檜葉町に町民が戻って生活する中では、利便性と安全・安心の双方の観点から、町内外における交通を確保することが必要となります。以下のような取り組みにより、便利で暮らしやすい檜葉町の再生を目指します。

①道路網の復旧

地震・津波による被害を受けている国道・県道・町道などについては、これまで町民の帰町に先立ち、本格的な復旧工事を進めてきました。避難指示が解除された現在、復旧作業はおおむね完了していますが、復旧・除染作業用の大型車両が数多く通行することによって道路の傷みが激しくなっています。このため今後は、車両通行状況を勘案しつつ、町道の再修復を推進して、町民の日常生活を支えるとともに、万が一の災害時における避難路としての役割を持つ道路網をしっかりと確保します。

②町の復旧・復興に合わせた鉄道復旧

JR常磐線は、平成26年6月1日に広野～竜田間が復旧しました。竜田以北の復旧は未定であることから、当面は、竜田駅が常磐線上り列車の始発駅となります。復旧・復興や除染作業の進展に伴い、いわき市から檜葉町への道路交通事情が非常に悪くなっていることや、

将来的な竜田駅周辺の土地利用を考慮して、さらなる鉄道利用を促進するためにも、今後、より利便性の高い運行ダイヤの構築を関係機関に要請します。また、より一層の利便性向上を目指して、竜田駅以北の運転再開と、竜田駅までの下り特急列車の乗り入れを要請していきます。

③鉄道・道路の連携による町内・郡内交通の充実

道路・鉄道の復旧とともに、これらを適切に組み合わせることで、より効率的・効果的な交通環境を整備します。

具体的には、竜田駅周辺のアクセス道路を改良・整備するとともに、駐車・乗降スペースを設けて、鉄道とバス・乗用車を乗り換える「パーク＆ライド機能」を整備するとともに、駅舎、駅東口の開発を行います。一方、木戸駅については、国道6号やJヴィレッジなどへのアクセス道路を改良するとともに、駐車スペースを確保して、町の南側における玄関口としての役割を持たせていきます。

これら2つの駅間と町内各所を結ぶ公共交通体系の充実を目指し、調査事業を実施するなど、町民や来訪者のニーズに合った交通のあり方を検討していきます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼				
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期				
① 道路網の復旧								
② 町の復旧・復興に合わせた鉄道復旧								
③ 鉄道・道路の連携による町内・郡内交通の充実								

(関連施策)

- 広域的避難ルートの体系的な整備【3-2)(1)①】

(2) ライフライン（上下水道、電力、ガス、通信等）の復旧

日々の暮らしにおいて、上下水道、電力、ガス、通信などのライフラインは不可欠です。帰町期を前に、これらの施設の復旧はおおむね完了し、帰町した町民が利用できるようになっています。

①上水道の復旧・放射性物質のモニタリング

上水道の復旧は完了していますが、町民の間には放射性物質の混入に対する不安が根強く残っています。安全・安心な飲料水を町民のもとへ届けるため、双葉地方水道企業団と協力して、水道水における放射性物質の24時間連続モニタリングを実施するとともに、希望する町民に対しては各家庭の蛇口から出る水を測定し、安全性を確認します。また、小山浄水場の見学を通じて、水の安全・安心に対する理解を深める取り組みを、今後とも継続していきます。

②下水道施設の復旧

下水道施設に関しては、下水管路及び大きな被害を受けた「南地区浄化センター」の復旧

工事が平成 27 年度末で完了します。

なお、大熊町にある汚泥処理施設の復旧・再開見込みが立てられていないことから、双葉地方広域市町村圏組合に対し、施設復旧等の計画策定を働きかけていきます。

③合併処理浄化槽の復旧支援

町内では、合併処理浄化槽についても地震による被害が報告されています。国・県の制度を活用して、引き続き、その復旧を支援するほか、新たに合併処理浄化槽を導入しようとする方への支援も行います。

④汚水・汚泥対策

下水道の汚水処理に伴い発生する汚泥については、大熊町にある汚泥リサイクルセンターが利用できないことから、これまで県外での処理を行ってきました。今後とも、事業主体である双葉地方広域市町村圏組合と連携しつつ、必要に応じて処分先の確保等を行います。

また、処理水については、河川へ放流するため、通常の水質検査に加えて放射線量の測定・管理を行い、基準値を超えた放射性物質の放出を確実に防止しています。

⑤電力、ガス、通信施設等の復旧要請

電力、ガス、通信（電話回線等）などの各種施設については、各事業者等により復旧作業や各家庭への対応等が進められています。町としては、引き続きこれらの事業者に対して、町民の帰町準備状況に合わせた復旧工事・使用再開を推進するよう要請するとともに、使用再開時の留意事項などを町民に向け広報していきます。

	H 24 夏 ▼	H 26 春 ▼	H 27.9 ▼	H 29 春 ▼					
	準備 第 1 期	準備 第 2 期	帰町期		本 格 復 興 期				
① 上水道の復旧・放射性物質のモニタリング 上水道の復旧 放射性物質のモニタリング									
② 下水道施設の復旧 南地区仮設処理施設の設置 処理場復旧 下水管路復旧									
③ 合併処理浄化槽の復旧支援									
④ 汚水・汚泥対策									
⑤ 電力、ガス、通信施設等の復旧要請 各事業者へ早期復旧要請 各種サービスの復旧									

(3) 公共施設の復旧・復興

町民の町での生活には、町役場や集会所・公民館、教育施設など、公共施設の復旧も必要となります。町では、これら施設の復旧についても、帰町の時期を見越して積極的・計画的に実施してきました。しかし、地区集会所などの中には津波で被害を受けたところもあり、

地区内の住宅等の移転に伴って、その配置などを含めた再検討が必要となっています。

①公共施設の防災拠点機能整備

町役場、小中学校、地区集会所、公民館、消防団屯所などの公共・公益施設については、自然災害・原子力災害をはじめとする災害時の活動拠点並びに避難拠点として重要であることから、次のような検討を行い、必要に応じた取り組みを進めています。

- 耐震性の確認（耐震診断、耐震補強）
- 停電時の電力確保（太陽光発電を含む複数手段の確保）
- 原子力災害時の屋内退避性能(気密性、遮蔽性等)の確認
- 広報・通信機能の多重化
- 水・食糧、物資・資機材の備蓄

②小中学校の復旧・耐震化

檜葉中学校については、震災により一時中断を余儀なくされていた改築工事がおおむね完了し、平成 29 年 4 月の小中学校再開に向けた準備を進めています。また 2 つある小学校のうち比較的被害が少ない檜葉南小学校について、施設復旧工事を実施していますが、小学校としての利用は当面見込まれないことから、町民が生涯学習や交流を深める公民館分館としての利用や、ベンチャー企業向けのオフィスなど、幅広い使い方を検討していきます。

なお、これらの復旧・改築に当たっては、耐震性を確認し必要な措置をとることで、より災害に強く安全・安心な施設づくりを行っています。

		H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼		
	準備 第1期	準備 第2期	帰町期		本格 復興期		
① 公共施設の防災拠点機能整備		■		■	■	■	■
② 小中学校の復旧・耐震化							
小学校復旧		■		■			
中学校改築		■		■			

5-3) 段階的・柔軟な帰町

地震・津波災害と原子力災害による被害の程度は、同じ楡葉町の中でも一様ではありません。地震・津波などの被害や長期避難による建物損傷により自宅に戻ることが困難な町民のため、さまざまな方策で住まいの確保を支援していきます。

施策と取組項目

施策	取組項目
(1)住宅の再建促進	①職人確保、資材供給等の体制づくり ②家屋の補修・再建に伴う家財の一時保管 ③太陽光発電パネル設置との効果的な連携 ④一時帰宅の際の宿泊支援
(2)帰町時における住まいの確保	①住宅再建・修理への経済的支援 ②宅地災害の復旧支援 ③民間木造住宅の耐震診断・耐震改修支援 ④災害公営住宅等の提供
(3)町民個人による帰町判断・帰町準備のための環境整備	①町外における長期避難者への住環境の確保支援
(4)帰町過程における安全・安心の確保	①部分帰町した町内における防犯・防災 ②荒廃空き家対策

(1) 住宅の再建促進

避難の長期化により、家屋の傷みが進んだり、動物が屋内を荒らすなどの被害が生じたため、帰町に際しては住宅の修繕などが不可欠な状況となっています。これを円滑に進め、町民の帰町をより後押しするために、次のような取り組みを行います。

①職人確保、資材供給等の体制づくり

家屋の修理・再建には、多くの大工や各種工事の職人が必要となり、工事に必要な資材の円滑・適正価格での供給も求められる一方、できるだけ地元の工務店などを通じて、安心して工事を依頼できることが望まれます。そこで、建築士などの専門家や専門職員を配置して、町民からの住宅再建・修繕に関する各種相談や事業者の選定支援に対応するとともに、町内事業者に対して関係団体と連携して町外の事業者や人材等の紹介・融通等を行う「マッチングサポート」を運営しています。今後とも、この仕組みを用いて、町民の住宅修理・再建を支援していきます。

②家屋の補修・再建に伴う家財の一時保管

家屋の補修等に伴う家財の一時保管については、特にニーズの高かった町営住宅の補修について、コンテナ等を配置して実施しています。今後、帰町に向けた町民の住宅修繕・再建が進むに伴い、さらなるニーズの有無を把握して、必要に応じた支援方策などを検討していきます。

③太陽光発電パネル設置との効果的な連携

檜葉町では、太陽光発電パネルの設置費用を支援するなど、再生可能エネルギーの導入を促進することとしています。被災した屋根の修繕に合わせて太陽光発電パネルを設置することで、再生可能エネルギーの導入と修繕費用の削減を同時に図ることが期待されます。

④一時帰宅の際の宿泊支援

帰町準備に際し、自宅の片づけ等のために遠方の避難先から戻って宿泊施設を必要とする町民もいることから、その際の宿泊費用を支援しています。避難指示の解除により、その利用件数は減少しており、町内の住宅修理が進むにつれて、ますます需要は減っていくものと見込まれます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼			
	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本格 復興期			
① 職人確保、資材供給等の体制づくり							
② 家屋の補修・再建に伴う家財の一時保管							
③ 太陽光発電パネル設置との効果的な連携							
④ 一時帰宅の際の宿泊支援							

(2) 帰町時における住まいの確保

町の再建、復興には多くの住民と事業者が町での暮らしや活動を再開することが不可欠であり、そうした人々の安全・安心な居住を確保するための支援などに取り組みます。また、東日本大震災により地震活動が活発化し、どこで再び大地震が発生してもおかしくない状況とされており、家屋等の耐震化を促進するよう取り組みます。

①住宅再建・修理への経済的支援

住宅の再建や修理に必要な資金については、平成25年12月に公表された原子力損害賠償紛争審査会の中間指針第四次追補により、住宅確保に係る損害の賠償が認められることとなりました。今後は、生活再建相談を通じて、その請求手続きなどを行う町民を支援していきます。

②宅地災害の復旧支援

東日本大震災では、過去、記録にないほどの長時間地震動が継続したことから、宅地造成地、がけ、擁壁（ようへき）などにも多くの被害が発生しました。しかも、その後の長期避難に

に伴い、その被害が拡大したことは想像に難くありません。

これまで町は、希望される方に対し、専門家を派遣して被災宅地危険度判定を実施してきました。また、町が造成した宅地の緊急対策工事等を実施して、町民の住まい再建の一助としています。

③民間木造住宅の耐震診断・耐震改修支援

住宅の修理などと合わせて、必要な場合には耐震性向上への取り組みも求められます。これまで耐震診断、耐震改修に対する支援を実施してきましたが、今後、町民の帰町が進むにつれて、ますます住宅の補修・改築などが増えていくと考えられることから、積極的に耐震診断・耐震改修を呼び掛け、地震に強いまちづくりを推進します。

なお、今回の地震では塀の倒壊なども数多く発生しました。通学路の安全性はもとより、地域の景観や街並みに配慮した塀の耐震補強や撤去、緑化・生け垣化なども促進されるよう、後述する「花と緑がいっぱいのまちづくり」（きぼうプロジェクト）とも連携した取り組みを進めます。

④災害公営住宅等の提供

帰町を希望される町民のうち、自ら自宅再建・住宅確保が困難な世帯などには、町営住宅や災害公営住宅に入居できるようにします。また災害公営住宅については、将来的には町民が取得できるよう検討していきます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼				
	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本格 復興期				
① 住宅再建・修理への経済的支援 国・県への要望 生活再建相談								
② 宅地災害の復旧支援 国等への支援策の要望								
③ 民間木造住宅の耐震診断・耐震改修支援								
④ 応急仮設住宅、災害公営住宅等の提供 応急仮設住宅の確保 災害公営住宅の確保								

(関連施策)

- 事業所従業員のための住居の確保【5-6)(1)③】

(3) 町民個々人による帰町判断・帰町準備のための環境整備

この災害で、町民は、いわき市・会津美里町を中心とした福島県内はもとより、広く県外までも散り散りになっての避難を余儀なくされました。その後、ふるさと楡葉にできるだけ近づきたいという思いなどから、時間の経過とともに、いわき市内に住む町民は増加しています。一方で、放射線の影響を心配して、たとえ避難指示が解除されても元の住まいに帰る

ことを躊躇する町民も少なくありません。国内で過去に例のない原子力災害への対処としては、このように複雑な思いを抱える町民の気持ちに応えることが必要です。

①町外における長期避難者への住環境の確保支援

福島県は、被災者の生活する仮設住宅・借上住宅の延長期間を平成29年3月としています。楡葉町の避難指示が解除されていますが、町民の中には、さまざまな事情からすぐには帰町できない方もいます。こうした町民のための住環境の確保については、帰町・生活再建に向けた相談体制により、きめ細やかに相談に応じ、それぞれの事情に応じた住まいの確保が実現するよう支援していきます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼
	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本格 復興期
① 町外における長期避難者への住環境の支援				

(関連施策)

- ・ 帰町・生活再建に向けた相談体制の整備・強化【4-3(1)⑤】

(4) 帰町過程における安全・安心の確保

避難指示が解除されたものの、長きにわたる避難生活を経て、町民はそれぞれにさまざまな事情を抱えており、帰町は希望する方から徐々に進むことになるでしょう。このような中で、帰町を円滑に進め、かつ町民の一部が帰町した町の安全・安心を確保するために、次のような取り組みを進めます。

①部分帰町した町内における防犯・防災

これまで避難指示が続く中、緊急雇用対策を活用した「楡葉町特別警戒隊」が町内全域を24時間体制で巡回していました。これからも、双葉警察署などと連携しつつ、町内の防犯・防火のための活動を続けていきます。

また町では、防犯灯の復旧、国道6号線など主要道路への防犯カメラ設置を進めるとともに、高齢者世帯への緊急通報システムの導入や、なりすまし対策などの防犯・消費者保護対策を進めています。引き続き国・県に対して町内の警備強化を要請するとともに、防犯面での不安を払しょくして、安心して暮らしていけるまちづくりを行っていきます。

②荒廃空き家対策

東日本大震災により全壊・大規模半壊・半壊の被害を受けた家屋については、国による解体撤去が行われました。しかしそれ以外の家屋の中にも、震災から4年が経ち、長期に放置されたことで荒廃し、倒壊危険のある家屋も少なくありません。このような危険な空き家については、先に成立した「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき適切に対応し、町内の安全を確保していきます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼					
	準 備 第1期	準 備 第2期	帰町期	本 格 復 興 期					
① 部分帰町した町内における防犯・防災									
② 荒廃空き家対策									

(関連施策)

- 災害公営住宅等の提供【5-3)(2)④】

5-4) 放射線モニタリングの継続

放射線の影響を防ぎ、安心できる生活を取り戻すためには、暮らしの中のさまざまな場面において放射線量を「見える化」することが必要です。

詳細な放射線モニタリングを継続的に実施し、結果をわかりやすく公表するとともに、放射線測定体制を整備します。

施策と取組項目

施 策	取組項目
(1)継続的な放射線モニタリング	①町内全域の継続的放射線モニタリング ②河川・地下水・海のモニタリング ③未除染箇所における環境放射線モニタリング ④学校・こども園などの重点的なモニタリング
(2)食品等の放射線測定体制の構築	①放射線計測機器の配置
(3)放射線測定結果等の情報発信	①放射線量・除染状況等のわかりやすい情報提供

(1) 継続的な放射線モニタリング

楢葉町は、旧警戒区域の中では比較的放射線量が低く、また時間の経過、除染作業の進展とともに、放射線量は徐々に低下するものと考えられます。しかしながら、ホットスポットの存在なども否定できず、また緑豊かな楢葉町の特徴でもある山林の汚染状況も心配されま

す。
放射線は目に見えないため、放射線や放射性物質の量をきめ細かく継続して測定することが必要です。

①町内全域の継続的放射線モニタリング

町内にモニタリングポストを増設するとともに、町内全域を対象に、地区集会所などの公共施設における放射線量を測定しています。町民の住宅については、ボランティア等の協力を得て、希望する場合は屋内外の測定も行っています。さらに、大気中に含まれる放射性物質の量を把握するための、大気降下物・大気浮遊じんの採取・分析についても定期的に実施しています。

これらについては、今後も継続して実施するとともに、その結果をわかりやすく公表していきます。

②河川・地下水・海のモニタリング

上下水道に関わる河川、地下水について、継続的・定期的なモニタリングを実施しています。また、海水浴やサーフィンでにぎわっていた海についても、国・関係機関等にモニタリングの実施を要請します。

③未除染箇所における環境放射線モニタリング

農道や林道、住宅から20m以上離れた生活圏外など、国による除染を行っていない箇所について、関係機関と連携しつつ環境放射線モニタリング実施を要請していきます。

④学校・こども園などの重点的なモニタリング

学校・こども園や公園、通学路など、子どもたちが利用する施設等については、とくに重点的・きめ細やかに放射線量を測定することが望まれるため、専門家やボランティアなどの協力を得て、学校を再開する平成29年4月までにこれを実施し、必要に応じて追加的な除染を国に要請します。

また、帰町した子どもが居住する住宅の詳細モニタリングについて、町民の希望に応じて実施していきます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼			
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期			
① 町内全域の継続的放射線モニタリング							
② 河川・地下水・海のモニタリング							
③ 未除染箇所における環境放射線モニタリング							
④ 学校・こども園などの重点的なモニタリング							

(関連施策)

- 汚水・汚泥対策【5-2)(2)④】

(2) 食品等の放射線測定体制の構築

放射線の影響は外部被ばくにとどまらず、食品などにより放射性物質を体内に取り込むことも心配されています。市販されている食品等は検査によって安全が確認されているものと考えられますが、自らの目で確認することが安全・安心につながります。安全・安心だけでなく風評被害の抑止効果も期待できます。

①放射線計測機器の配置

これまで計画的に配備を進めてきた食品検査装置については、これを農林水産物処理加工施設に集約し、測定体制を確立します。これまでと同様、測定結果は随時公表するとともに、その結果を正しく理解できるよう、町民等を対象とした学習会を開催して必要な知識の普及に努めます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼					
	準備第1期	準備第2期	帰町期		本格復興期				
① 放射線計測機器の配置 食品検査装置の計画的配置 学習会の開催									

(関連施策)

- 専門家による放射線教育、町民の知識・理解向上【5-5)(3)①】
- 放射線関連資格の取得促進【5-5)(3)②】

(3) 放射線測定結果等の情報発信

原子力災害の特徴のひとつとして、放射線や放射性物質が目に見えないための恐怖感があります。また、すでに福島県全域は、原子力災害の影響による風評被害に見舞われており、その影響を払拭することは容易ではありません。

これらを少しずつでも緩和していく上では、放射線の測定結果等に関する情報をわかりやすく情報発信していくことが不可欠です。これにより、楡葉町の現状を正確に把握し、町民をはじめとする多くの方に正しく理解していただくことが、安心できる暮らしを取り戻し、風評による被害を鎮静化させる原動力となります。

①放射線量・除染状況等のわかりやすい情報提供

これまで、国による空間線量マップに加え、町として独自に国道・県道・町道や学校周辺のサーベイ結果を行政区ごとにまとめたマップを公開しています。今後も、身近で親しみやすい表現方法を工夫するなどして、情報提供を行っていきます。

これらの情報は、ホームページをはじめとするさまざまな方法で公表し、町民はもとより全国・全世界の方々に楡葉町の現状を知っていただくことに役立てます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼					
	準備第1期	準備第2期	帰町期		本格復興期				
① 放射線量・除染状況等のわかりやすい情報提供									

5-5) 心身の健康づくり・健康管理

長く続いた避難生活による健康影響や放射線の影響に対する不安を取り除くためには、低線量被ばくの影響も含めた、しっかりとした健康管理が必要です。

全町民に対する総合的な健康管理体制を確立するとともに、健康や放射線に関する知識の普及・実践を促進し、心と身体の健康づくりを進めます。

施策と取組項目

施策	取組項目
(1)総合的な健康づくりの推進	①健康づくり推進のための保健計画の推進 ②心のケア（心の復興）対策 ③定期的ながん検診の実施・無料化 ④健康管理システム（心と身体の健康カルテ）の整備 ⑤健康づくり事業の推進 ⑥健康づくりに関する人材の育成・確保
(2)詳細・綿密な放射線影響への対応	①健康診断、健康管理調査の充実・強化 ②妊婦、乳幼児に対する健診、相談体制 ③ホールボディカウンターによる内部被ばく測定 ④個人線量計の配布 ⑤放射線健康管理委員会の設置
(3)放射線に関する情報提供、学習・理解の機会提供	①専門家による放射線教育、町民の知識・理解向上 ②学校における放射線教育への取り組み

(1) 総合的な健康づくりの推進

低線量被ばくの健康影響については、未だ科学的に解明されていない部分も少なくありません。しかし、日々の生活で健康に配慮し、適度な運動、栄養バランスのよい食事、元気で明るく和やかな暮らしを続けていくことが大切です。震災前から「健康のまち」であった檜葉町は、今後も、町民が元気に長生きできる町であることを目指し続けます。

①健康づくり推進のための保健計画の推進

檜葉町では、震災前からの取り組みとして「にこにこ健幸プラン」の策定中でした。震災後、避難生活が継続する中でこれを見直し、平成27年3月に「檜葉町保健・福祉ビジョン」及び「子ども・子育て支援事業計画」「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」「障がい者計画・障がい者福祉計画」「地域福祉計画」「みんなのにこにこ健幸プラン（健康づくり推進計画）」を策定しています。今後は、避難指示解除に伴う変化等への対応を反映しつつ、こ

これらの計画に基づく健康づくりを推進していきます。

またその際には、町民の主体的な参加による学習会などを通じて、「健康」に対する考え方の共通理解を深め、檜葉町民みんながそれぞれ健康について考えて取り組んでいく力を養います。

②心のケア（心の復興）対策

地震と津波によって受けた被害や、原子力災害に伴う長期にわたる避難生活は、年齢・性別を問わず町民の心に大きな負担をもたらしています。すでに町では、専門家や関連ボランティア団体などの協力を得た訪問・相談活動や、集い語り合う場の設置などを行って、こうした心のケアに関する取り組みを始めています。今後とも、これらの取り組みをより一層推進し、災害によって受けた心の痛手をゆっくりと癒していくための支援を続けます。

③定期的ながん検診の実施・無料化

放射線の影響としてもっとも心配されるのは、がんの発病です。これまで行ってきた定期的ながん検診については、その受診者を増やすよう、県内外の避難先にいる町民も受診しやすい体制を整備し、より一層の普及啓発に取り組みます。また、検診料金の無料化の継続についても検討し、その財源確保などを国に要望していきます。

④健康管理システム（心と身体健康カルテ）の整備

健康診断やがん検診に加え、ホールボディカウンターによる内部被ばく検診、個人線量計の数値など、健康に関するさまざまなデータを一括して蓄積・管理することが、総合的な健康管理につながります。町民ひとりひとりの健康データを管理する「健康管理システム（心と身体健康カルテ）」を整備し、健診、予防接種などに関する個人単位の健康情報を一元的に管理することで、町民の健康増進に活用していきます。

⑤健康づくり事業の推進

これまででも、生活習慣病対策として、介護予防のための運動、体力測定や、作業療法・機能訓練などを実施してきました。こうした活動を中心として、楽しく健康づくりに取り組めるような工夫をしていきます。また、住民の主体的な参加のもとで、元気になる健康づくりを推進します。

⑥健康づくりに関する人材の育成・確保

町民が参加する学習会の開催を通じて、さまざまな保健福祉医療分野の知識・技術を身につけ、自らの健康管理につなげるとともに、それを他の人の支援に役立てる人材を育成します。また、避難の経過に伴い住民構成に変化が生じることも予想されるため、その実情に合わせた新たな地区組織を育成していきます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼				
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期				
① 健康づくり推進のための保健計画の推進								
② 心のケア（心の復興）対策								
③ 定期的ながん検診の実施・無料化								
④ 健康管理システム（心と身体健康カルテ）の整備								
⑤ 健康づくり事業の推進								
⑥ 健康づくりに関する人材の育成・確保								

（２）詳細・綿密な放射線影響への対応

健康上の問題を防止する上では、これを早期に発見するための健康診断等を推進していくとともに、町民ひとりひとりの被ばく線量を的確かつ継続的に把握して、これを健康管理へとつなげていくことが必要です。

①健康診断、健康管理調査の充実・強化

この災害を契機として、県が行う健康管理調査で検査項目の上乗せが実施されています。町の健康診断でこの上乗せ項目の実施を推進すると同時に、県が実施している甲状腺検査の受診率向上、健康管理調査の回答率向上のため、県と連携しながら積極的な啓発活動に取り組みます。

②妊婦、乳幼児に対する健診、相談体制

放射線の影響が心配される妊婦や乳幼児に対しては、県による健康診断が実施されています。今後、健診後の相談体制の確立などについて、福島県立医科大学など関係機関の協力を得て検討していきます。

③ホールボディカウンターによる内部被ばく測定

関係機関と協力しつつ町が主体となって、希望される町民に対して、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査を実施する体制が構築されています。新たに診療を開始する福島県立大野病院附属ふたば復興診療所（仮称）には、車両搭載型のホールボディカウンターを配備して、活用する予定です。今後、帰町が進むにつれて、町内の産物を飲食する機会も増えと考えられることから、内部被ばく測定の重要性を町民に周知するとともに、測定結果などをわかりやすく説明し相談対応を行う専門アドバイザーの配置なども検討します。

④個人線量計の配布

町民個人が自らの外部被ばく線量を把握し、自らの手で管理していくため、個人線量計を配布しています。今後、学習会などを開催し、測定された放射線のデータに関する理解を促進するとともに積極的な線量測定を啓発し、健康管理へと繋げていきます。

⑤放射線健康管理委員会の設置

放射線に関して町が取り組む健康管理や不安対策等に対し、総合的な提言・助言を行い、町民の相談対応をより効果的なものとするため、有識者で構成される「檜葉町放射線健康管理委員会」を設置し、放射線に対する健康管理について協議、検討しています。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期
① 健康診断、健康管理調査の充実・強化				
② 妊婦、乳幼児に対する健診、相談体制				
③ ホールボディカウンターによる内部被ばく測定				
町・県による検査				
町独自のホールボディカウンター配備				
④ 個人線量計の配布				
⑤ 放射線健康管理委員会の設置				

(3) 放射線に関する情報提供、学習・理解の機会提供

放射線とそのもたらす影響については、専門的で難しいことも多く、そうしたわかりにくさが不安を増長させるもとにもなっています。心と身体の健康を維持・向上させる上では、放射線に関する正しい知識を身に付け、自分たちの健康は自らが守っていく能力を培うことが必要です。また今後、除染作業をはじめとする災害復旧・復興事業において、こうした知識を持つ人材の活躍も見込まれることから、これを後押しすることで雇用対策にもつながることが期待できます。

① 専門家による放射線教育、町民の知識・理解向上

放射線に関する講演会などの実施を通じ、放射線に関する知識を取得する機会を数多く設けて、町民の知識・理解の向上を図っています。とくに、町民から問い合わせ・相談を受ける機会の多い町職員、教員、保育士などについては、より詳しい知識を付与することも検討します。また、いわゆる講演会形式のみならず、車座集会や座談会などの小規模な集まりを開催したり、サークル活動などの一環として草の根的に学習を続けていく活動を支援するなど、さまざまな形での学習・理解を促進していきます。

こうしたリスクコミュニケーションを継続して実施し続けることを通じて、町民が放射線のリスクをしっかりと理解し、自らの暮らし方を自分たちで判断する能力を身に付けていくことを目指します。

② 学校における放射線教育への取り組み

町の小中学校における理数教育の一環として、総合的な学習の時間などを活用し、放射線に関する教育を実施しています。今後は、放射線専門家による学習・理解の機会を提供し、正しい知識と意識の向上に努めていきます。こうした取り組みを通じて、子どもたちが将来、檜葉町の出身者として、町の現状や放射線に関する正しい知識を持ち、胸を張って説明できる人材として育つことを目指します。また、科学技術に関心を持つ子どもの成長を促し、ゆ

くゆくは檜葉町の新たな産業となる医療・研究分野を担う人材として育成します。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼
	準 備 第1期	準 備 第2期	帰町期	本 格 復興期
① 専門家による放射線教育、町民の知識	・理解向上			
② 学校における放射線教育への取り組み				

(関連施策)

- 放射線量・除染状況等のわかりやすい情報提供【5-4)(3)①】

5-6) 安定した雇用の確保

安定した暮らしを取り戻す上で、日々の生活を支え、生きがいをもたらす仕事と収入の確保は不可欠です。失業・休業されている方々への就労支援、災害復旧・復興関連事業を活用した雇用の場の創出などを通じて、安定した暮らしのための雇用の確保に努めます。

施策と取組項目	
施策	取組項目
(1)既存工場等の復旧・再生	①南工業団地の再生 ②地場企業の復興 ③事業所従業員のための住居の確保
(2)技能訓練、資格取得の促進	①各種技能訓練等を通じた資格の取得促進

(1) 既存工場等の復旧・再生

楢葉町のみならず周辺地域の大きな雇用の場であった南工業団地企業の早期帰還を促進して団地の再生を図ることは、町の雇用と将来の成長産業誘致や集積に向けて不可欠です。また、各種店舗などの個人事業を復興・再生させることも、町民の雇用・収入の確保のためには重要です。

①南工業団地の再生

工業団地の再生を図るため、避難中の企業と密に連絡をとり、やむを得ず帰還を断念される場合には、残された工場や土地を有効活用して新たな企業等の誘致を促進してきました。

現在、南工業団地には、(独)日本原子力研究開発機構が運営する研究開発拠点施設「楢葉遠隔技術開発センター」(モックアップ施設)、原子力災害時の対応拠点となる原子力災害対策センター(オフサイトセンター)が立地し、新たな企業も進出しています。今後、さらなる企業進出のニーズなどを調査していきます。

②地場企業の復興

避難指示が長期化したことで、避難のため休業を余儀なくされていた事業者の営業再開、避難先で営業していた店舗等からの再移転などは、ますますハードルが高くなっています。これを円滑に進めるため、事業再開のための支援策を検討し、より一層の帰還促進を図ります。

さらに、町内事業者が帰町に際して新たな業種への転換を図る場合には、専門家をアドバイザーとして派遣するなど、多様な選択肢の中からより有利な道を切り開いていけるよう支援していきます。

③事業所従業員のための住居の確保

震災前から町内で営業していた事業所の復帰再開や、新たな事業所の進出に際しては、その従業員のための住居の確保が欠かせません。

事業者の意見を聞き取りながら、安全・安心な従業員向け住居の確保を支援します。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼			
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期			
① 南工業団地の再生							
② 地場企業の復興							
③ 事務所事業所従業員のための住居の確保							

(2) 技能訓練、資格取得の促進

今後、本格的な災害復旧・復興が進展していく中で、建設・土木関連はもちろん、宿泊や飲食などさまざまな職種において雇用の場が生まれています。また、「健康のまち檜葉」を追い求めていく上では、放射線や除染の知識・技術はもとより、幅広く医療・福祉・介護に関連した知識・技能を町民が取得し、これを活かしていくことが望まれます。

①各種技能訓練等を通じた資格の取得促進

国や県の補助金制度を活用し、町民が各種技能訓練等を受けて就労に有利な資格を取得することを促進します。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27.9 ▼	H29春 ▼			
	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期			
① 各種技能訓練等を通じた資格の取得促進							

(関連施策)

- 就労相談、復旧・復興関連の雇用創出【4-1(4)①】
- まちづくり会社の設立【第二章 3-1)(4)】
- 放射線関連資格の取得促進【5-5(3)②】



きぼうプロジェクト

復興に向けたさまざまな取り組みのうち、とくに楡葉町の復興を象徴するものを「きぼうプロジェクト」と位置づけました。みんなで夢と希望をもって復興へ取り組んでいくためのシンボルとします。

プロジェクト	概要	関連施策（取組項目）
災害の教訓を伝承する「津波防災学習ゾーン」	<ul style="list-style-type: none"> 海・川との関係に配慮した堤防（緩傾斜堤）、二線堤としての県道、防災林、記念公園などの津波防災対策を推進し、これらを上から一望できる天神岬を観光や津波防災教育などに活かす。 津波浸水範囲の外縁を示すポールの設置、AR機能を用いた津波襲来時の映像提供を行うことで、今回の津波の大きさを伝えることもできる。 	<ul style="list-style-type: none"> 堤防の復旧、緩傾斜堤の導入【3-2)(2)②】 県道及びアクセス町道の復旧・整備【3-2)(2)③】 海岸防災林の整備【3-2)(2)④】 天神岬公園「津波防災対策ビューポイント」整備【2-4)(2)①】 絆ツアー（仮称）の推進【2-3)(2)②】 農地を利用した太陽光発電事業の導入促進【2-2)(4)①】
花と緑がいっぱいのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 桜のトンネル、ヤマユリの小径、フラワーロードなど、町中を花と緑でいっぱいにする。 花、苗木については、全国に協力を呼び掛けると同時に、避難生活を送る町民にも栽培を依頼して生きがいづくりの一環とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 桜のトンネルづくり【2-4)(2)②】 全国へ苗の支援などを呼び掛ける「花とみどりのプロジェクト」【2-3)(1)⑤】 全国やまゆりサミットの開催【2-3)(1)④】 農業再生につながるバイオマス燃料製造【4-2)(4)④】 民間木造住宅の耐震診断・耐震改修支援【5-3)(2)③】 ゆずの里ならはの再生【2-4)(2)⑤】
町内外のつながりを深めた新しいコミュニティづくり	<ul style="list-style-type: none"> 徐々に帰町する町民と、新たに町内に住む人々により、温かい地域コミュニティを構築する。 来訪者に対する温かいおもてなしにより、町外・海外との交流を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに形成されたコミュニティとの融合・ボランティア受け入れ体制の構築【1-3)(3)③】 新たな町民のコミュニティ受け入れ【1-3)(3)⑤】 滞在型・体験型ボランティアの受け入れ【2-1)(1)①】 ならは応援団の結成【2-3)(1)①】 海外からの来訪者の受け入れ体制構築【2-3)(3)①】
つながれ、はばたけ「楡葉っ子」	<ul style="list-style-type: none"> 避難中に築いた新たな友人関係、各地との交流を活かし、楡葉の子どもたち（楡葉っ子）を中核とした子どもたち同士の交流を促進する。 町の外で暮らす楡葉っ子を「まちの外交官」と位置づけ、新しい友だちづくりなどを通じて、楡葉を知り楡葉を愛する人々の輪を広げていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学生等の交流事業【4-5)(2)①】 新たな就学支援【4-5)(1)②】 より魅力ある学習環境の整備【1-1)(1)②】 アカデミー福島再生による国際人教育の推進【1-1)(2)①】 教育旅行の誘致による国内外学生との交流促進【2-3)(1)⑦】
広域連携によるJヴィレッジ等を活用した健康とスポーツのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> Jヴィレッジを復興し、総合グラウンドや、体育施設等を活用しつつ、スポーツ、食育など幅広く健康に関する研究・教育・活動等を推進する拠点施設として整備する。 その活動を通じて、「健康のまち・楡葉」を国内外に発信し、多くの国・地域などと交流を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> Jヴィレッジの復興【2-4)(1)①】 スポーツの促進【2-4)(1)②】 復興祭の開催と復興をアピールするスポーツの話題づくり【2-3)(1)⑥】 健康づくり事業の推進【5-5)(1)⑥】 健康づくりに関する人材の育成・確保【5-5)(1)⑥】
のんびり長生きができるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 予防医療をはじめとする医療、介護・福祉などを総合した地域医療・ケアにより、高齢者・障がい者などがのんびり暮らし、長生きできるまちをつくる。 その一環として、心のケア（心の復興）対策や、放射線に関する健康管理、リスクコミュニケーションなどを通じた不安解消も目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 心のケア（心の復興）対策【5-5)(1)②】 予防医療・介護福祉を含む総合的・先進的地域医療の確立【1-3)(2)②】 生きがいづくりと一体化した健康管理・ケア施設の整備【1-2)(2)②】 地域包括ケアシステムの構築【1-2)(2)⑦】 専門家による放射線教育、町民の知識・理解向上【5-5)(3)①】

